

## さとうきび生産性向上緊急支援事業

### 第1 事業の内容

本事業は、さとうきび産地の生産体制強化に向け、さとうきび増産プロジェクトに定めた取組のうち、次に定める特に重要な取組に必要な経費（事務に要する経費を含む。）を緊急的に助成するものとする。

#### 1 事業の内容

事業対象となる取組は、以下に掲げるものとする。

なお、（1）から（8）までの取組を推進する上で、農業機械等の導入又はリース導入を行う必要がある場合、事業対象となる農業機械等については、別添1に定めるとおりとする。

- (1) 担い手・作業受託組織の育成・強化対策
- (2) 農作業の受委託の推進
- (3) 地力増進対策
- (4) 機械化の推進
- (5) 自然災害による被害の軽減
- (6) 種苗確保対策
- (7) 肥培管理対策
- (8) 病害虫防除対策
- (9) 病害虫・難防除雑草の発生に備えた予防的取組

#### 2 留意事項

(1) 国は、事業の実施に当たり、1に掲げる取組の中で、特に次に掲げる取組が重点的に取り組まれるよう、適切な配慮をするものとする。

- ア 土づくりの推進
- イ 作型・品種構成の転換
- ウ 担い手・作業受託組織の育成・強化及びオペレーター・作業員の育成・確保
- エ 環境負荷の低減

(2) 事業の実施に当たっては、地域ぐるみでの効果的な取組となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を適宜開催するものとする

(3) 1の(1)に掲げる取組については、産地の持続可能な生産体制の構築を図るために重要な担い手・作業受託組織の育成・強化に係る以下のア及びイに掲げる取組を支援するものとする。

なお、イの取組のうち農業機械等の導入又はリース導入の対象となる取組については、対象となる農業機械等は別添1の3に定めるとおりとする。

- ア 担い手・作業受託組織の育成・強化

- (ア) 研修会の開催や農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積等の取組
- (イ) 就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通等産地における人材確保の取組

(ウ) 産地における外国人労働者の受入体制の整備

(エ) 担い手等が有する農業機械のメンテナンス体制の構築

イ さとうきび複合経営の導入による担い手の経営安定

(ア) さとうきび複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会の取組

(イ) さとうきび栽培を核とした複合経営の拡大、転換等に必要な機械導入

(4) 第1の2の(3)のアの(エ)の取組を行う場合については、以下のアからウまでに掲げる取組を支援するものとする。

ア メンテナンス体制の構築に向けた検討会の開催

イ 農業機械の補修・メンテナンスに関する技術講習会の開催や技術普及の取組

ウ 農業機械の補修・メンテナンスの実施

また、ウの取組を実施する場合においては、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(ア) アの取組により次年産に向け地域で作業受託組織の持続的運営に資する方針の策定を行うこと

(イ) ウの取組の受益者の過半がイで実施する技術講習会に参加すること。

(5) 1の(3)の取組のうち、以下のア及びイに掲げる取組を優先的に支援するものとする。

ア 製糖副産物や地域の未利用資源の活用に向けた検討会の開催

イ 製糖副産物や地域の未利用資源を用いた有機質資材の試作及び施用

(6) 1の(4)の取組として、農業機械の導入に必要な環境整備の取組を行う場合については、ほ場条件に応じて、掘返しや畦畔の除去等の小規模な環境整備に係る取組のみを支援するものとする。

(7) 1の(9)の取組については、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 病害虫・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみでのほ場確認の取組を行うこと。

イ 植付時又は株出管理時等において、薬剤施用や耕種的防除の取組等により、病害虫や難防除雑草の予防的防除を行うこと。

ウ ほ場確認実施者に対し、別添2により、ほ場確認を行った結果について事業実施主体への報告を義務付けること。

エ ほ場確認は、植付又は株出管理後を中心に、1ほ場当たり月1回（最大3回）実施すること。

(8) 別添1の1のうちケーンハーベスター又は苗植付機の導入又はリース導入に併せて搬出・搬入機の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、ケーンハーベスター又は苗植付機の農業機械の能力・規模に見合った搬出・搬入機に限り、導入又はリース導入ができるものとする。

(9) 別添1の1のうち堆肥散布車若しくは散水車の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、第2の事業実施主体のうち、(1)、(2)、(4)及び(9)から(11)までの者が、市町村、島単位等の広範囲において農業用に活用する計画に基づき、農業機械等を導入又はリース導入する場合に限るものとする。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。

- (10) 別添1の1の(5)のうち無人航空機（ドローン等）の導入に当たっては、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）」等を遵守するものとする。
- (11) 国は、事業の実施に当たり、台風、干ばつその他の自然災害の被害が大きい地域や条件不利地域に対し、適切な配慮をするものとし、平年糖度（過去7年中庸5年平均糖度）が13.1度を下回る地域においては、本事業で実施する低糖度対策の取組について、事業実施主体の取組面積（直近年の収穫面積を上限）10a当たり2,000円を上限に優先的に支援するものとする。
- (12) 国は、事業の実施に当たり、労働力不足に対応した作業競合の回避、台風等自然災害リスクの分散等生産の安定化を目的に作型や品種の転換を進める取組については、事業実施主体の取組面積（直近年の株出栽培の1割を上限）10a当たり3,000円を上限に優先的に支援するものとする。
- (13) 別添1の3の農業機械等の導入又はリース導入に当たっては、複合経営品目特有の農業機械等に限るものとし、汎用性の高い農業機械等については、対象外とする。

## 第2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、以下に掲げるものとする。ただし、(2)、(4)又は(11)の者であって、農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組を行う者は、本事業の対象とならないものとする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。以下同じ。）
- (3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- (4) 土地改良区
- (5) 協議会（農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）
- (6) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (7) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (8) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。以下同じ。）
- (9) 生産者の組織する団体
- (10) 国内産糖製造事業者
- (11) 民間企業

2 事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

- (1) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (2) 前項の(3)の者については、さとうきびの生産振興を行う法人であること。
- (3) 前項の(10)の者については、さとうきびの製糖業を行う製造事業者であること。
- (4) 前項の(11)の者については、さとうきびの生産振興を行う企業であること。
- (5) 第1の1の(1)のうち農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組及び第1の1の(9)の取組を実施する者は、前項の(5)に掲げる者に限るものとする。

### 第3 事業の実施要件

#### 1 成果目標

(1) 第1の1の(2)から(8)までに掲げる場合の成果目標は、以下のアからオに掲げる目標から、1つ以上(第1の1の(3)、(6)及び(7)に掲げる取組についてはオを含む1つ以上)設定することとする。

また、第1の1の(1)に掲げる取組については、以下のアからキまでに掲げる目標から、1つ以上を設定するものとする。ただし、第1の2の(3)のイの(イ)に掲げる取組の成果目標は、以下のアからエまでに掲げる目標から1つ選択し、併せてクを選択するものとする。

なお、第1の2の(11)に掲げる低糖度対策に取り組む場合の成果目標はケを、第1の2の(12)に掲げる作型・品種転換対策に取り組む場合の成果目標はコを選択するものとする。

ア 生産量を平年水準(過去7年中庸5年平均)以上に増加(ただし、事業実施計画を作成する際に用いられる直近のデータにおいて生産量が平年水準を上回る場合には、当該生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトにおいて目標として掲げる生産量のうちいずれか多い方)。

ただし、農業機械等の導入又はリース導入の場合は、生産量5%以上増加

イ 作付面積を1%以上増加

ウ 作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加

エ 10a当たり労働時間を10%以上削減

オ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加

カ 担い手の作付面積を1%以上増加

キ 担い手の生産コストを3%以上減少

ク 複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加

ケ 糖度を平年水準(過去7年中庸5年平均)以上に増加

コ 新植作付面積の増加

#### 2 目標年度

第1に掲げる取組の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の目標年度は、さとうきびの栽培上の特性と取組内容に鑑みて、事業実施年度の翌々年度にならざるをえない場合を除き、原則事業実施年度又はその翌年度とする。

#### 3 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の指定地域をいう。以下同じ。)とする。

#### 4 事業実施計画の採択要件

(1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 共通事項

(ア) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

(イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

(ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであるこ

と。

- (エ) 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。
- (オ) 導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (カ) 助成の対象となる農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- (キ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。なお、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。
- (ク) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。
- (ケ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。
- (コ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、ケーンハーベスターの導入を申請する場合、含みつ糖のみを生産する地区については、品質管理等の観点から、前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。
- (サ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盜難保障及び天災等に対する保障を必須とする。）に確実に加入すること。
- (シ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ス) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (セ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (ソ) スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (タ) トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定するとともに「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）。
- (チ) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境

負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

- (ツ) 事業実施主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同法第19条第3項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (テ) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。なお、地方農政局長等は、事業申請者に対してあらかじめ、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時までに当該認定を受けることができないことが明らかとなつた場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。
- (ト) 事業実施主体の取組の内容が、さとうきび増産プロジェクトの達成のためにあらかじめ都道府県が策定する「都道府県機械導入方針」に位置付けられている場合、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

#### イ 農業機械等を導入する場合

- (ア) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第26第3項に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (イ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- ① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者（以下「利用者」という。）等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- ② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費-助成金）/当該農業機械等の耐用年数十年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- ③ 貸貸契約は契約書等により行うこととする。なお、事業実施主体は、貸貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

#### (2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の場合

- ア 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- イ 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
- ウ 取組の内容が、地域におけるさとうきび増産プロジェクトに定められた取組であること。
- エ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上に寄与すると認められること。
- オ 取組が実施されることが確実と見込まれること。

#### 第4 事務手続

##### 1 募集方法等

- (1) 農産局長（農林水産省農産局長をいう。以下同じ。）は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等（以下「事業公募要領」という。）を、農産局長が別に定める選定審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては地方農政局をいう。以下同じ。）は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局（農林水産省農産局をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を関係する地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

##### 2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事業実施地区が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。
- (2) 実施要領第5の2の(2)に規定するチェックシートについては、第2の1の(1)から(4)まで又は(6)から(9)までの場合は別記様式第10号-1、(5)の場合は、別記様式第10号-2、(10)の場合は別記様式第10号-3、(11)の場合は別記様式第10号-4を用いるものとする。

#### 第5 助成等

##### 1 補助対象経費

補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

（1）農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 農業機械等を導入する場合

（ア）補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とccessすることができるものとする。

（イ）農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

イ 農業機械等のリース契約を締結する場合

（ア）補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の貸借に関する契約をいう。以下同じ。）に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

- ① 保険料
- ② 固定資産税（償却資産）
- ③ 金利
- ④ その他農産局長が特に必要と認めるもの

（イ）農業機械等の貸借を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- ② リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

（ウ）本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リース契約の終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

ただし、別添1の3に掲げる農業機械等の場合は、以下算式の6/10を1/2に置き換えて、計算するものとする。

- ① リース料助成額=（リース物件価格×（リース期間/法定耐用年数）+リース諸費用）×6/10以内
- ② リース料助成額=（（リース物件価格-残存価格）+リース諸費用）×

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別表2に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものとみなすものとする。

- 2 第1の1の(1)から(8)までに掲げる取組（農業機械等の導入又はリース導入は除く。）の具体的な内容ごとに設定される補助率が、平成24年度にさとうきび等安定生産体制緊急確立事業により造成されたさとうきび増産基金の基金管理団体が当該事業に係る事業計画で定めている具体的な取組内容ごとの標準補助率（事業実施地区が鹿児島県内の場合には公益社団法人鹿児島県糖業振興協会が定めている補助率、事業実施地区が沖縄県内の場合には公益社団法人沖縄県糖業振興協会が定めている補助率をいう。）に比べ過大とならないよう定めるものとする。
- 3 第1の1の(1)から(8)までに掲げる取組のうち、農業機械等の導入の場合は、農業機械等の実勢価格の6/10以内とし、リース導入の場合は、リース料の6/10以内とする。ただし、第1の2の(3)のイの(イ)に必要となる農業機械等の導入の場合は農業機械等の実勢価格の1/2以内とし、また、リース導入の場合はリース料の1/2以内とする。
- 4 第1の1の(9)に掲げる取組を行う場合については、補助対象となる面積は令和7年産以降の生産を行う面積とし、補助金の額は10a当たり1回200円とする。
- 5 第1の2の(4)のウに掲げる取組を行う場合については、事業実施主体の取組面積（直近年の収穫面積を上限）10a当たり1,200円を上限に支援するものとする。
- 6 第1の2の(6)の取組を行う場合については、補助上限は100万円までとし、補助率は1/2以内とする。
- 7 事業実施主体は、共同購入した資材・機材の適正な使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 8 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
  - (1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
  - (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
  - (3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
  - (4) 不動産、船舶、飛行機、又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械若しくは器具等財産を取得する取組。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は除く。
  - (5) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- 9 8の(4)の規定にかかわらず、地方農政局長等が特に必要と認めたもの（干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる50万円以上の器

具（灌水タンク等）を取得等）については、本事業の補助対象とすることができる。

#### 10 申請できない経費

- (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 農業機械等の導入又はリース導入に係る取組を実施する場合、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）

#### 11 補助金の返還

地方農政局長等は、事業実施主体が、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めたときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- (1) 本事業による事業実施計画に従って適切かつ効率的に実施されていないと判断される場合
- (2) 事業実施主体が事業を中止した場合
- (3) 地方農政局長等に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 実施要領第8の1に定める事業評価等の報告を怠った場合

## 実施要領別記1の第1の1の取組例

取組事項	取組例
(1) 担い手・作業受託組織の育成・強化対策	就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通、外国人労働者の受け入れ体制の整備（研修など）、研修会の開催等の担い手の育成、農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積、複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会、農業機械の補修・メンテナンス体制の構築に向けた講習会 等
(2) 農作業の受委託の推進	地域での合意形成、受託組織間の調整活動、春作業を適期適切に行うための作業受託組織の体制構築 等
(3) 地力増進対策	製糖副産物や地域の未利用資源の活用に向けた検討会の開催、製糖副産物や地域の未利用資源を用いた有機質資材の試作及び散布、堆肥等の有機物の投入、緑肥施用、土壌改良資材の投入、深耕・心土破碎、土壌診断 等
(4) 機械化の推進	オペレーター及び作業員育成のための研修会の開催、資格取得支援、栽培管理機等の改良、農業機械等の保守管理の体制構築、農業機械の導入に必要な環境整備 等
(5) 自然災害による被害の軽減	共同かん水対策、点滴チューブ、かん水銃等の導入、採苗ほの設置、島内外からの代替苗の確保、防風・防潮林の整備の普及 等
(6) 種苗確保対策	優良品種採苗ほの設置、新品種の緊急増殖、地域の種苗体制の構築、側枝苗による種苗増殖、補植用一芽苗の利用推進、苗浸漬の推進、早期高糖品種の活用 等
(7) 肥培管理対策	適期株出管理の推進、適期肥培管理の推進、マルチ栽培の推進（生分解性マルチの導入を含む。） 等
(8) 病害虫防除対策	病害虫の一斉防除・共同防除の推進（薬剤防除、フェロモンチューブ、フェロモントラップ・誘殺灯設置、一斉防除に係る碎土委託） 等
(9) 病害虫・難防除雑草の発生に備えた予防的取組	病害虫・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみで行うほ場確認 等

※ (4) の取組のうち資格取得支援については事業終了後3年間はオペレーター等になることが確実に見込まれること。

実施要領別記 1 の第 1 の 1 の (1) から (8) までのうち農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組の内容

農業機械等名
1 農業機械等 (さとうきび) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ケーンハーベスター (収納袋を含む。)</li> <li>(2) 株出管理作業機</li> <li>(3) 苗植付機</li> <li>(4) 乗用トラクター</li> <li>(5) 防除用機械</li> <li>(6) 堆肥散布機、堆肥散布車 (車と一体的なものに限る。)</li> <li>(7) 肥料散布機</li> <li>(8) 耕うん用機械</li> <li>(9) 碎土整地用機械</li> <li>(10) 栽培管理用機械</li> <li>(11) 搬出・搬入機</li> <li>(12) 脱葉機</li> <li>(13) 散水車 (車と一体的なものに限る。)</li> </ul>
2 機材 (さとうきびの干ばつ被害を軽減するものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置型農業用タンク</li> <li>(2) 灌水ポンプ</li> <li>(3) 灌水用機器 (点滴チューブ、スプリンクラー、ろ過・淡水化装置等)</li> </ul>
3 農業機械等 (複合経営品目) <p>植付・播種、収穫・調製等の複合経営の実施に必要な農業機械等 (品目特有のものに限る。)</p>
4 その他の農業機械等 <p>1 から 3 までに定める農業機械等のほか、地方農政局長等が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。</p>

## 病害虫発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県 郡 村 ・・・	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
病害虫発生の有無		有（病害虫名： ） 無	
食害・糞の有無		無 有（被害株数 ）	
幼虫の有無		無 有（寄生頭数 ）	
防除日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	
施用した 薬剤名	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1 ほ場当たり月 1 回 (最大 3 回)
調査日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	

## 雑草発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県　郡　村　・・・	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
雑草発生の有無		有（雑草名：　　） 無	
雑草の繁茂状況			
防除日時		月　日（　）　時　分～　時　分	
施用した 薬剤名又は 耕種的防除 の取組	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1ほ場当たり月1回 (最大3回)
調査日時		月　日（　）　時　分～　時　分	

## かんしょ生産構造転換産地づくり支援事業

### 第1 事業の内容

本事業は、需要に応じたかんしょの安定生産体制の構築に向けて、次に定める取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

かんしょの省力生産体系の確立に向けて、産地におけるかんしょ生産の省力化に資する新品種・新技術の導入実証、作業の外部化・集約化に向けた体制構築の実証等の取組

#### 2 産地と実需等が連携したかんしょ産地形成

産地と実需者との連携によるかんしょ安定生産モデル産地の形成に向けて、産地と実需者との連携体制づくり、用途に適した新品種・栽培技術の導入実証や試作品の開発、輸出拡大に資する貯蔵・輸送技術の導入実証等の取組

#### 3 農業機械の導入等

1 及び2の取組に必要な農業機械等の導入の取組

### 第2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）

(5) 民間事業者

(6) コンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 農業者又は農業者の組織する団体、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とすること。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるものほか次に定める基準を満たすものとする。

ア 第1の3の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は農業従事者数を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

- イ 事業の実施に当たっては、実証内容等に応じて、農業者、実需者、農業機械メーカー、試験研究機関、都道府県、市町村等が関与する体制とする。
- 3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-4(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-5(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

#### 2 成果目標

##### (1) 第1の1の取組を行う場合

次に掲げる目標から1つ設定することとする。

ア 10a当たりの総労働時間を10%以上削減

イ 10a当たりの一基幹作業に係る労働時間を15%以上削減

ウ 事業実施地区におけるかんしょの作付面積を5.0%以上増加

##### (2) 第1の2の取組を行う場合

次に掲げる目標から1つ設定することとする。

ア 単位面積又は単位収量当たりの販売額を3.0%以上増加

イ 総出荷量に占める輸出向け出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を5.0ポイント以上増加

ウ 総生産数量に占める契約取引の対象数量又は総作付面積に占める契約取引の対象面積の割合を10ポイント以上増加

#### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 4 留意事項

##### (1) かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、地域で導入しようとする省力生産体系導入計画を添付するものとする。また、当該計画は、産地として導入する新たな省力生産体系の技術、農業機械等に関する内容(特徴、仕様等)、想定される効果、実証に参画する農業者等を記載することとする。

イ 本事業の実施に当たっては、農業者、農業者の組織する団体、試験研究機関、機械メーカー、行政機関等の地域の関係者による連携体制を構築し、省力生産体系導入計画で導入を予定している技術等の実証、運営体制の検証、分析等に取り組むものとする。

ウ 第1の3の取組を行う場合は、事業実施計画書及び省力生産体系導入計画に基づいて実施するものとする。

エ 実施要領第8に規定する事業評価時に、評価シートに省力生産体系の導入の効果を内容とする報告書(省力効果、普及状況等)を添付して提出するものとする。

##### (2) 産地と実需等が連携したかんしょ産地形成

ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、産地と実需者が合意の上で作成した事業実施年度から目標年度までの3年間のかんしょ生産・販売計画を添付するものとする。また、当該計画は、イに規定する連携体制に参画している農業者が生産したかんしょを同体制に参画している実需者に供給する計画とする。

イ 本事業の実施に当たっては、かんしょ農業者及び実需者を必須とする地域の関係者の連携体制を構築し、産地形成に向けた検討及び取組の推進を行うものとする。

ウ 第1の3の取組を行う場合は、事業実施計画書及びかんしょ生産・販売計画に基づいて実施するものとする。

エ 実施要領第8に規定する事業評価時に、評価シートにかんしょ生産・販売計画の実績（実証成果、生産・販売実績等）を添付して提出するものとする。

#### 第4 補助対象経費、補助率等

1 補助の対象となる経費及び補助率は次のとおりとする。

##### (1) かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

補助対象経費は、生産の省力化に資する新品種・新技術の導入及び作業の外部化・集約化に向けたモデル実証の取組に要する経費のうち別表2に掲げるもの及び以下に掲げる経費とし、他の経費と明確に区分できるもののみとする。

###### ア 検討会等の開催経費等

検討会や協議体の運営等に要する経費、技術研修、マニュアル等の作成に要する経費

###### イ 実証ほの設置・運営経費

栽培実証に要する種苗代、肥料代、農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導経費、作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

###### ウ 土壌や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等に要する経費

エ 作業の外部化・集約化に向けたモデル実証を行うための運営体制の検証・分析等に要する経費

###### オ 実証における作業委託に係る経費

なお、この場合の作業受託料金単価は、事業実施地区に係る農業委員会等が定めた農作業標準受委託料金に準じるものとする。

カ 補助率は、アからエまでについては、10/10以内とし、オについては1/2以内とする。

##### (2) 産地と実需等が連携したかんしょ産地形成

補助対象経費は、用途に適した新品種・栽培技術の導入や試作品の開発及び輸出拡大に資する栽培技術、貯蔵・輸送技術等の導入等の取組に必要な経費のうち別表2に掲げるもの及び以下に掲げる経費とし、他の経費と明確に区分できるもののみとする。

###### ア 検討会等の開催経費等

検討会や協議体の運営等に要する経費、技術研修、マニュアル等の作成に要する経費

###### イ 実証ほの設置・運営経費

栽培実証に要する種苗代、肥料代、農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導経費、作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

###### ウ 土壌や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等に要する経費

エ 協議体に参画する実需者が行う、実証ほの生産物等を使用して取り組む試作品の

## 開発に要する経費

- オ 輸出に資する貯蔵・輸送技術等の実証に要する経費
- カ 補助率は、アからオまでについては、10/10以内とする。

### (3) 農業機械の導入等

補助対象経費は、事業実施主体、省力生産体系導入計画又はかんしょ生産・販売計画に位置付けられた農業者等が第1の1又は2の取組を実施するに当たって必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

ア 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。

イ 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

ウ 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

エ 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

オ 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

（ア）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（イ）農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

（ウ）国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

カ 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

（ア）導入及びリース導入共通の留意事項

a 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

b 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

c 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

d 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

e 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

f 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

g 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

h 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。

i スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱

うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

j 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

k 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

1 本事業により導入した機械等については、本事業名等を表示するものとする。

#### （イ）農業機械等を導入する場合の留意事項

a 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

b 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

c 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

（a）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

（b）事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数十年間管理費

（c）賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

#### （ウ）農業機械等をリース導入する場合の留意事項

a 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

b リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1/2以内）  
ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法

定耐用年数) × 助成率 (1/2以内)

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格 (消費税抜き)} - \text{残存価格}) \times \text{助成率 (1/2以内)}$$

- c 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。
  - d 事業実施主体は、cの選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
  - e 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。
- 2 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する農業者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。
- なお、この場合、1の（1）のイ及び（2）のイに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るもの補助率を1/2以内とする。
- 3 実施要領第6の3に関して、本事業のうち農業機械等の導入又はリース導入を除く取組については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。
- 4 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
- (1) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
  - (2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- 5 事業実施計画の採択要件
- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
  - (2) 取組の内容が、第3の2の成果目標の達成に直結するものであること。
  - (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
  - (4) 取組の内容が、受益地域におけるかんしょの生産性向上に寄与するものであること。
  - (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。

## でん粉原料用かんしょ産地対策事業

### 第1 事業の内容

本事業は、でん粉原料用かんしょ等の生産性向上を目的とした、次に定める取組に必要な経費を助成するものとする。

#### 1 新品種の早期普及

でん粉原料用かんしょの新品種である「こないしん」、「みちしづく」及び「コガネタイガン」の早期普及を目的としたウイルスフリー苗等の購入・増殖、ほ場での種いも増殖及び農業者への配布に係る経費等。

#### 2 ドローン等を使った防除技術の確立

最新技術の導入により効率的な防除技術を実施するために必要なドローン等の機械購入費用、当該実証を行うための会議・研修会等開催費、実証ほ設置費及びAI技術等を活用した葉色診断等による生育診断システム開発費等。

#### 3 ほ場の地力対策

担い手農家等が離農農家等の農地でん粉原料用かんしょを新たに植え付ける場合のほ場の土壤条件の整備に必要となる土壤診断費、堆肥及び土壤改良資材の購入費並びに深耕作業等の委託に必要な経費。

#### 4 生分解性マルチの導入促進

でん粉原料用かんしょに係るマルチはぎ作業の省力化と廃プラスチック処理経費の削減を目的とした生分解性マルチの購入経費。

#### 5 かんしょ生産省力機械の導入促進

かんしょ生産の省力化を図るための農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

##### (1) 事業の対象となる農業機械等

- ア プランター
- イ 防除用機械
- ウ 茎葉裁断機
- エ ハーベスター
- オ 耕土改良・排水対策用機械
- カ マルチャー
- キ マルチはぎ機
- ク 育苗用機器（苗床造成機、一斉採苗機等）
- ケ 乗用トラクター

(2) (1)のケの導入については、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

- ア 専ら、でん粉原料用かんしょの生産に使用すること。
- イ (1)のイからキまでに掲げる農業機械のいずれかを併用するためのものであり、当該機械とともに導入すること。
- ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価である。

ること。

エ 乗用トラクター規格が、導入を予定する農業機械に対して適切なものであること。

6 「こないしん」、「みちしづく」及び「コガネタイガン」の生産拡大「こないしん」、「みちしづく」及び「コガネタイガン」をでん粉原料用として生産・出荷するために必要な経費。

7 労働負荷軽減対策モデル実証

でん粉原料用かんしょ生産における作業の集約化及び作業受委託体制の構築に必要な次のアからエまでの取組に係る費用のうち、別表2に掲げる経費。

ア 地域における検討会の開催に係る経費

イ 実証計画（地域で取り組む作業の集約化及び作業受委託に係る体制、成果目標、委託作業の内容・規模、事業の活用計画等の取組内容を記載したもの）の作成・実施、分析に係る経費

ウ 実証結果の普及に係る経費

エ 実証における作業委託に係る経費

## 第2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、以下に掲げる者とする。

なお、農業者はでん粉原料用かんしょの生産に取り組むものとする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) かんしょでん粉製造事業者

(3) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体

(4) 協議会（農業協同組合、地方公共団体等のでん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）

(5) 公社

(6) 土地改良区

(7) 民間企業

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるものほか次に定める基準を満たすものとする。

(1) 第1の1から4まで及び6の取組については、1の(1)から(4)の者のみが実施できるものとする。

(2) 第1の7の取組については、1の(4)の者のみが実施できるものとする。

(3) 1の(4)の者については、農業協同組合、地方公共団体等のでん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約があること。

- (4) 第1の2の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- 3 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、1の(1)は別記様式第10号-1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物、地域の範囲

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。)の区域内とする。

#### 2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

- (1) 作付面積を1%以上増加
- (2) 10a当たりの総労働時間を10%以上削減
- (3) 10a当たりの収量を2%以上増加
- (4) 3月植え及び4月植えの作付面積を1%以上増加

なお、(1)、(3)及び(4)については、でん粉原料用かんしょに限り目標として設定することができるものとする。

#### 3 目標年度

目標年度は、第1の1から4まで及び6については、事業実施年度の翌年度、第1の5及び7については、事業実施年度の翌々年度とする。

また、複数の取組を行う場合であって、取組の目標年度が異なる場合は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 4 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、2の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 取組の内容が、受益地域におけるかんしょの生産性向上に寄与するものであること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (7) 事業を実施する地域において、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に規定する地域計画をいう。)が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の促進に関する法律(令和6年法律第63号)第7条第1項に定める生産方式革新実施計画

の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

なお、地方農政局長等は、あらかじめ事業申請者に対して、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時までに当該認定を受けることができないことが明らかとなった場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。

(9) トランクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定するとともに「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和 6 年 9 月 24 日付け文書番号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

#### 第 4 補助対象経費、補助率等

1 補助対象経費は次のとおりとする。

(1) 事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、ほかの事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

(2) 第 1 の 1 から 4 まで、6 及び 7 については、でん粉原料用かんしょの生産に係る取組のみ対象とする。

(3) 第 1 の 7 のエについては、植付作業及び収穫作業に係る委託費とし、収穫作業を委託した場合は、でん粉工場への出荷作業に係る委託費についても対象に含めることができる。

2 本事業の補助率については、次のとおりとする。

(1) 第 1 の 1 から 5 までの取組

事業に要した経費の 1/2 以内とする。

(2) 第 1 の 6 の取組

10 アール当たり 7,000 円とする。

(3) 第 1 の 7 の取組

アからウまでについては、10/10 以内とする。

エについては、1/2 以内とする。

3 第 1 の 2、5 及び 7 の取組において農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、次の基準により補助する。

(1) 補助率は 1/2 以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の 1/2 以内とする。

(2) 本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(3) 原則、新品であること。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(4) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(5) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

ウ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(6) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

(イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

(ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則 3 者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

(オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず 3 戸又は 5 名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3 戸又は 5 名以上となるように努めるものとする。

(キ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

(ク) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。

(ケ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(コ) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を

整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

- ※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
- ※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。
- (サ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。
- (シ) 本事業により導入した農業機械等については、本事業名等を表示するものとする。

#### イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
  - a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
  - b 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。  
事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費
  - c 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

#### ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。
- (イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1/2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1/2以内）

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格 (消費税抜き)} - \text{残存価格}) \times \text{助成率 (1/2 以内)}$$

- (ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。
- (エ) 事業実施主体は、（ウ）の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、地方農政局長等に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
- (オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

4 第1の7の取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する農業者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。

なお、この場合、第1の7のイに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものとの補助率を1/2以内とする。

5 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

6 実施要領第6の3に関して、本事業のうち第1の2、5及び7の取組で農業機械等の導入又はリース導入を除く取組については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

7 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

- (1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
- (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
- (3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- (4) 事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組
- (5) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6) 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

## 第5 事務手続

### 1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計

画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

(3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

## 2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

## かんしょ重要病害虫対策事業

### 第1 事業の内容

本事業は、重要病害虫（サツマイモ基腐病及び我が国において未発生であり、かつ、かんしょ生産に重大な被害を及ぼすことが懸念される病害虫。以下同じ。）の防除を目的とした、次に定める取組に必要な経費を助成するものとする。

#### 1 サツマイモ基腐病対策

サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する経営体が行う当該病害の防除のための以下の取組に係る経費の一部を助成するものとする。

##### （1）ほ場の残渣処理

サツマイモ基腐病が発生したほ場における次期作についての当該病害のまん延リスクを最小限に抑えるため、当該病害に感染したつる、塊根その他の残渣を処理するための処理場所までの輸送費及び処理費。なお、処理費には腐熟促進剤の購入を含む。

##### （2）ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用

ウイルスフリー苗（ウイルスフリー苗から増殖された苗を含む。）及びサツマイモ基腐病に罹病していない種いもの購入費（補助の対象となる種いもの購入量は、作付面積 10a に対して 80 キログラム、価格は、キログラム当たり 270 円を上限とする。）並びに他地域からの輸送費並びに健全な種苗の増殖に係る当該病害未発生ほ場の借上費。

##### （3）苗及び苗床の消毒

健全なかんしょ苗を生産することを目的として、当該苗及び苗床を消毒するために必要な薬剤等の購入費。

##### （4）種いも及び苗の罹病検査

次期作に使用する種いも及び苗がサツマイモ基腐病に感染していないことを確認するための検査費。

##### （5）トンネル栽培等早期栽培の推進

かんしょの梅雨明け後の栽培期間の短縮を目的に、令和 8 年 3 月 15 日までに植付けを行う早期栽培に必要なトンネル用資材の購入費。

##### （6）防除用機械の導入

重要病害虫対策を図るために農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

###### ア 事業の対象となる農業機械等

###### （ア）防除用機械

###### （イ）マルチャー

###### （ウ）深耕プラウ（概ね 60 センチメートル以上の反転耕が可能なものに限る。）

(エ) 整地用機械（ロータリーを除く。）

(オ) レーザーレベラー

(カ) 乗用トラクター

(キ) 蒸熱処理装置

イ アの(イ)については(ア)と、(エ)については(ウ)と併せて導入するものに限る。

ウ アの(カ)の導入については、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

(ア) 専らサツマイモ基腐病の防除に係る取組に使用すること。

(イ) アの(ウ)、(エ)又は(オ)を併せて導入すること。

(ウ) 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

(エ) 乗用トラクターの規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

#### (7) 薬剤の散布

サツマイモ基腐病の防除効果があるとして農薬登録された薬剤の購入費及び散布を委託した場合の委託費。

#### (8) 堆肥の散布

堆肥の購入費及び散布を委託した場合の委託費

#### (9) かんしょ輪作体系の構築の推進

サツマイモ基腐病の被害が発生したは場を有する地域が、サツマイモ基腐病の密度を低減させ、持続的なかんしょ生産の実現を目指すため、第3の5の(1)に定めるかんしょ輪作計画を作成し、かんしょを組み入れた輪作体系（かんしょの栽培の前年又は翌年に地域における一般的なかんしょ作付期間において、かんしょ以外の作物を1年以上栽培する輪作体系をいう。以下「かんしょ輪作体系」という。）の構築に取り組み、当該計画に位置付けられた農業者等が当該計画に基づいてかんしょ輪作体系を新たに導入する場合に必要な以下に掲げる経費。

また、本取組の支援対象期間は、最大3年間とする。

なお、本取組については、(10)の取組と併せて実施することができるものとする。

##### ア かんしょ輪作体系の導入に要する経費

地域かんしょ輪作計画に位置付けられた輪作作物を栽培するに当たって必要な経費を支援する。

###### (ア) かんしょを作付けする場合

輪作体系の中で、以下の防除対策に取り組みながら、かんしょを栽培する取組に係る以下の経費を支援する。

- i 苗・苗床の消毒及び排水対策に係る労務費
- ii トンネル栽培等早期栽培に係る労務費
- iii 土壌消毒に使用する薬剤費、被覆資材費及び土壌消毒に係る労務費

なお、当該経費の支援対象は、サツマイモ基腐病抵抗性品種（サツマイモ基腐病抵抗性「やや強」以上を有する品種をいう。）の栽培に限定し、かんしょ輪作体系に新たに取り組むほ場であって、かんしょの初回の栽培に係る経費のみを支援することとする（既にかんしょ及びかんしょ以外の作物の輪作を実施しているほ場は対象外とする）。

（イ）かんしょ以外の作物を作付けする場合

輪作体系の中で、かんしょ以外の作物を栽培する取組に係る経費を支援する。

なお、当該経費の支援対象は、かんしょを組み入れた輪作体系に新たに取り組むほ場であって、当該作物の初回の栽培に係る経費のみを支援することとする（既にかんしょ及びかんしょ以外の作物の輪作を実施しているほ場は対象外とする。）。

イ かんしょ輪作計画に定めるかんしょ以外の作物の導入に当たって追加的に必要な農業機械の導入又はリース導入に係る経費（トラクターについては、輪作対象作物の生産に追加的に必要な作業機械を牽引する必要がある場合のみ対象とする。）

ウ かんしょ輪作計画に定める輪作体系の実施に必要な作業委託に係る経費

（10）サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証

サツマイモ基腐病の被害軽減が期待される生産資材の導入や輪作の実施等の防除対策の実証に必要な以下に掲げる経費のうち別表2に掲げる経費を補助する。

ア 実証計画の作成、進捗状況及び成果の把握、分析等に係る経費並びに検討会の開催に係る経費

イ 産地段階での生産規模・作業体系等を想定した防除技術の確立のための実証に係る経費

ウ 成果報告会やマニュアルの作成等実証成果の普及に係る経費

（11）サツマイモ基腐病抵抗性品種への転換

サツマイモ基腐病抵抗性品種へ転換する取組に係る経費を支援する。

対象品種はサツマイモ基腐病抵抗性「やや強」以上を有する品種とする。

また、本取組を実施するに当たっては、第3の5の（2）に定めるサツマイモ基腐病抵抗性品種転換計画を作成することとする。

なお、当該経費の支援対象は、サツマイモ基腐病抵抗性品種への転換に新たに取り組むほ場であって、当該品種の初回の栽培に係る経費のみを支援することとする。既にサツマイモ基腐病抵抗性「やや強」以上を有する品種の栽培を実施しているほ場は対象外とする。

## (12) 被害が著しいほ場への対策

サツマイモ基腐病のまん延により、被害が著しいほ場に使用する以下の資材等について支援する。

### ア 土壌消毒

土壌消毒のための薬剤（殺センチュウ剤を除く。）の購入費

### イ 被覆資材の導入

土壌消毒に使用する被覆資材（生分解性マルチを除く。）の購入費

### ウ 他作物への転換

被害が著しいほ場について、当該被害発生の翌年産において、当該ほ場が所在する地域における一般的なかんしょ作付期間にかんしょ以外の作物を栽培しサツマイモ基腐病菌の密度を低減する取組（かんしょの再作付けを目的とするものに限る。）に係る経費

なお、被害が著しいほ場とは、令和7年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち同年産の単位面積当たり収量が、サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量に比べ、3割以上減少したほ場とし、被害が著しいほ場面積は、次に掲げる計算式により算定するものとする（以下同じ）。

- サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量（A）

経営体ごとのかんしょ総出荷量（全ての用途）をかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量

- 令和7年産の単位面積当たり収量（B）

サツマイモ基腐病が発生したかんしょほ場の総出荷量（全ての用途）を当該ほ場のかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量

- 被害が著しいほ場面積

$1 - (B \div A) = 0.3$  以上の経営体のうち、Bを算定した際に用いたほ場のかんしょ総作付面積

※Bから算出される被害割合は、ほ場ごとに算定することを基本とするが、ほ場ごとの算定が困難な場合については、経営体全体での算定も可とする。

## (13) 交換耕作の推進

### ア 交換耕作の取組

- (ア) 令和7年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場を耕作した農業者が、当該ほ場では令和8年産のかんしょ栽培を行わず、専らかんしょを作付けしていない農業者から3年以上かんしょを作付けしていないほ場を借受して、サツマイモ基腐病の対策を行いつつ令和8年産のかんしょを栽培するために要する経費を補助する。

- (イ) 補助対象面積は、令和7年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場面積と当該ほ場を耕作した農業者が専らかんしょを作付けしていない

農業者との間で新たに賃借契約等を締結したほ場での令和8年産のかんしょ栽培面積のいずれか小さい面積とする。

イ 交換耕作体系確立のための体制整備

地域で交換耕作を進めるために必要な以下に掲げる経費のうち別表2に掲げる経費を補助する。

- (ア) 農業者に対する交換耕作意向調査に係る経費
- (イ) 地域における話し合いを行うための会合の開催に係る経費
- (ウ) 交換耕作の展示ほの設置等農業者の研修会の開催に係る経費
- (エ) 先進地の取組調査に係る経費
- (オ) 交換耕作計画の作成に係る経費

(14) 継続栽培

ア 令和7年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を耕作する農業者が、令和8年産におけるサツマイモ基腐病の対策を行いつつ、当該農業者が保有等する農地において令和8年産のかんしょ作付けを継続するために要する経費を補助する。なお、取り組むことができる農業者は、以下の全てを満たす者とする。

- (ア) 令和7年産における被害発生ほ場の割合が、当該地域におけるかんしょ作付面積全体の5割以上の県又は市町村において、作付けを行っているもの。
  - (イ) サツマイモ基腐病対策を行い（枕畝の廃止等排水対策は必ず実施）、令和8年産の作付けを行うもの。
  - (ウ) 加工業者等との植付前の出荷契約を締結するもの。
  - (エ) 収入保険に加入しているもの又は共済組合等と連携して農業者への個別説明による収入保険の加入促進を行う市町村・農協等の管内に所在し、収入保険に関する説明を受けた旨の確認書を別記様式1号別添別紙2により作成し事業実施主体に提出するもの。
- イ 惡性対象面積は、令和7年産の被害発生ほ場面積と加工業者等と植付前に出荷契約を締結した面積のいずれか小さい面積とする。

2 重要病害虫特別対策

1に掲げる取組のほか、重要病害虫の防除に関する取組に必要な経費を助成するものとする。なお、当該取組の具体的な内容は、農産局長が別に定めるものとする。

## 第2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、以下に掲げる者とする。

- (1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農事組合法人
- エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- オ 特定農業法人及び特定農業団体
- カ その他農業者の組織する団体

- (2) かんしょでん粉製造事業者
- (3) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体
- (4) かんしょ加工品製造事業者
- (5) 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるものほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の1の(6)、(9)及び(10)において農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。

3 1の(5)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約の定めがあるものとする。

4 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、1の(1)は別記様式第10号-4（農業経営体向け）、他の場合は別記様式第10号-5（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物、対象地域

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。）の区域内にあって、かつ、サツマイモ基腐病の発生している地域とする。ただし、第1の2の取組に係る事業実施地区については、農産局長が別に定めるものとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる(1)及び(2)の目標から1つ以上設定することとする。ただし、第1の1の(9)及び(9)と併せて実施する場合の(10)の取組については、(3)に掲げる目標とする。

- (1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加
- (2) かんしょ作付面積全体に占める重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減
- (3) かんしょ輪作計画に位置付けられた事業開始年度が同じ農業者グループのかんしょ平均単収が事業実施前に比べ5%以上増加

### 3 目標年度

目標年度は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される年度とする。

ただし、第1の1の(6)、(10)（第1の1の(9)と併せて実施する場合を除く。）及び(13)のイの事業については事業実施年度の翌々年度、第1の1の(12)のウの事業については再作付けされたかんしょが収穫される年度とし、複数の取組を行う場合は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される最終年度とする。また、第1の1の(9)及び(9)と併せて実施する場合の(10)の事業の目標年度は、事業開始年度から4年目から6年目までの3か年平均とする。

### 4 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、2の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、かんしょの生産性向上に寄与すると認められること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (7) 事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。  
なお、地方農政局長等は、あらかじめ事業申請者に対して、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時までに当該認定を受けることができないことが明らかとなった場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。
- (9) トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定するとともに「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

## 5 実施基準及び要件等

(1) 第1の1の(9)の取組については、以下に基づいて実施するものとする。

ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、地域で導入しようとするかんしょを組み入れたかんしょ輪作計画（別記様式1号別添別紙）を添付し、かんしょ輪作計画に基づき第1の1の(9)の取組を行うものとする。

ただし、第1の1の(9)及び(10)の取組を一体的に実施し、(10)の地域の関係者等が参画した検討会においてかんしょ輪作計画を作成する場合は、事業実施計画書の提出時は、かんしょ輪作計画の案を添付し、(10)の検討の中でかんしょ輪作計画を確定させることとする。

イ かんしょ輪作計画には、かんしょ輪作体系の内容（対象作物、栽培期間等）、かんしょ輪作体系を導入する地域、運営体制、本事業に取り組む農業者情報等を記載することとし、計画期間は原則3年間とする。

ウ かんしょ輪作計画に位置付けられ、本事業に取り組む農業者は、事業実施期間中に当該計画のかんしょ輪作体系を1周期実施し、本事業終了後、目標年度までに2周期以上を実施することを必須とする。また、目標年度以降もかんしょ輪作体系の実施に努めることとする。

エ 本事業によるかんしょ輪作の効果を適切に評価するため、かんしょ輪作計画に位置付けられた農業者の平均単収の評価は、事業開始年度が同じ農業者グループ単位とする。このため、事業開始年度が同じ農業者グループにおける事業実施期間中の構成員及びほ場の変更は、天災や事故等の本人の責に寄らない理由を除き、原則認めないものとする。なお、やむを得ない理由で構成員、ほ場等の変更が生じた場合は、変更理由の付記及び変更箇所を明記した上でかんしょ輪作計画の変更届を九州農政局事業担当課に提出するものとする。

オ 事業実施主体は、かんしょ輪作計画に基づき、農業者、農業者団体、試験研究機関、行政機関等の地域の関係者と連携して、輪作導入の実証、運営体制の検証、分析、改善等に取り組み、当該地域へのかんしょ輪作体系が定着するよう努めることとする。

カ 事業実施主体は実施要領第8の事業評価時に、評価シートに輪作計画の実績（輪作体系の導入状況、かんしょ生産量の推移等）、効果（サツマイモ基腐病の被害軽減、生産性向上等の状況）等に係る資料を添付して提出するものとする。

(2) 第1の1の(11)の取組については、以下に基づいて実施するものとする。

ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、サツマイモ基腐病抵抗性品種転換計画（別記様式1号別添3）（以下「転換計画」という。）を添付し、転換計画に基づき第1の1の(11)の取組を行うものとする。

イ 転換計画には、サツマイモ基腐病抵抗性品種へ転換する取組の内容（現行栽培品種、転換するサツマイモ基腐病抵抗性品種、栽培面積等）、本事業に取り組む農業者情報等を記載することとする。

ウ 事業実施主体は実施要領第8の事業評価時に、評価シートに転換計画の実績（サツマイモ基腐病抵抗性品種への転換状況等）等に係る資料を添付して提出するものとする。

#### 第4 補助対象経費、補助率等

1 本事業の補助率については次のとおりとする。

(1) 第1の1の(1)から(8)の取組

事業に要した経費の1/2以内とする。

(2) 第1の1の(9)の取組

アの(ア)のiの取組は、10a当たり5,000円、ii及びiiiの取組は、10a当たり10,000円とする。

アの(イ)の取組は、作付面積10a当たり10,000円とする。なお、第1の1の(12)のウの取組の支援を受ける場合は、本取組の補助対象外とする。

イ、ウの取組は、事業に要した経費の1/2以内とする。

(3) 第1の1の(10)の取組

事業に要した経費の10/10以内とする。

(4) 第1の1の(11)の取組

サツマイモ基腐病抵抗性「やや強」以上を有する品種への作付転換面積10a当たり3,000円とする。

(5) 第1の1の(12)の取組

ア及びイの取組は、事業に要した経費の1/2以内とする。ウの取組は、かんしょ以外の作物の作付面積10a当たり30,000円とする。なお、第1の1の(9)のアの(イ)の取組の支援を受ける場合は、本取組の補助対象外とする。

(6) 第1の1の(13)の取組

アの取組は、10a当たり30,000円とする。

イの取組は、事業に要した経費の10/10以内とする。

(7) 第1の1の(14)の取組

令和7年産において、サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち、被害が著しいほ場については10a当たり20,000円、それ以外のほ場については10a当たり10,000円とする。

(8) 第1の2の取組

農産局長が別に定めるものとする。

2 第1の1の(6)、(9)及び(10)の取組において農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、次の基準により補助する。

(1) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。

(2) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(3) 原則、新品であること。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古

農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

- (4) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- (5) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
- ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
  - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
  - ウ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費
- (6) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項
- ア 導入及びリース導入共通の留意事項
    - (ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
    - (イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
    - (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
    - (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
    - (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
    - (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。
    - (キ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
    - (ク) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
    - (ケ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施

主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(コ) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。

(サ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

(シ) 本事業により導入した農業機械等については、本事業名等を表示するものとする。

#### イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数×年間管理費

c 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

#### ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）  
× 助成率（1／2以内）

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、地方農政局長等に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

3 第1の1の(1)から(8)、(10)（(9)と一体的な取組を除く）、(11)、(12)のア及びイ、(13)及び(14)については、令和8年産のかんしょ作付けに向けた取組とする。

4 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

5 第1の1の(10)及び(13)のイの取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する農業者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。

なお、この場合、第1の1の(10)のイ及び(13)のイの(ウ)に係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものとの補助率を1/2以内とする。

6 本事業は、次期作に向けた調整作業に時間を要し、かつ、緊急性が高いことから、令和7年産におけるサツマイモ基腐病が発生したほ場において収穫作業が行われた日以降の取組についても、交付決定前着手届の提出及び交付申請書に着手年月

日を記載等の手続きにより、支援の対象とすることができるものとする。

- 7 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等）を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 8 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
  - (1) 第1の1の(1)については、ほ場残渣と分別したポリマルチの処理費用
  - (2) 第1の1の(9)、(10)、(12)のウ及び(13)の取組でかんしょを作付けしない場合は、第1の1に掲げる(1)、(9)、(10)、(12)のウ及び(13)を除く全ての取組
  - (3) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
  - (4) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
  - (5) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
  - (6) 事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組
  - (7) 自家労賃の補てんに当たる取組
  - (8) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
  - (9) 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 9 機械の納入に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」第1の6の(2)のイ 本対策における利益等排除について準用するものとする。

## 第5 事務手続

### 1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることとするとが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

## 2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式1号別添により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

## 第6 その他

事業実施主体は、購入したマルチを使用する農業者に対し、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針(平成7年10月23日食品流通局長通知)」に基づき、使用済マルチを適正に処理するよう指導するものとする。

ばれいしょ生産構造転換産地づくり支援事業

第1 事業の内容

本事業は、需要に応じたばれいしょ生産体制を有する産地モデルの育成を図るために、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものである。

1 実需と連携した産地モデルの育成

種ばれいしょの生産・確保の段階から実需者への供給まで一気通貫した生産体系を有する産地モデルの育成を図るため、産地体制の構築に向けた協議体の運営等の取組を支援。

2 革新的省力化作業体系モデル産地の育成

ソイルコンディショニング栽培技術、多畦大型ハーベスターによる収穫及び倉庫前集中選別等の基幹作業の大幅な省力化に繋がる作業体系の導入に向け、産地での技術実証等の取組を支援。

3 農業機械等の導入等

1 及び 2 の取組に必要な農業機械等の導入を支援。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会

(5) 民間事業者

(6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

(7) 農業者、実需者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすもの

ア 農業者又は農業者の組織する団体及び実需者を必須の構成員とすること。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ コンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- 2 事業実施主体は実施要領第3に定めるものほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の3の取組を行う場合は受益戸数が2戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。

- 3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（3）は別記様式第10号－1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号－4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

- （1）実需と連携した産地モデルの育成の取組の対象となる作物は、種ばれいしょ及びばれいしょとする。
- （2）革新的省力化作業体系モデル産地の育成の取組の対象となる作物は、ばれいしょ（種ばれいしょを除く）とする。

#### 2 成果目標

##### （1）実需と連携した産地モデルの育成の取組

次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・事業実施地区におけるばれいしょの実需者と連携した販売量の割合を2.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるばれいしょの販売額を3%以上増加

##### （2）革新的省力化作業体系モデル産地の育成

- ・事業実施地区で新たに導入する省力化作業体系を構成する該当基幹作業の労働時間について既存作業体系と比較して10%以上削減

#### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 4 必須要件

##### （1）実需と連携した産地モデルの育成の取組

ア 本事業の実施に当たっては、種ばれいしょの生産又は調達を担う者、ばれいしょ生産者、実需者及び都道府県を必須構成員とする協議体を設置・運営し、産地体制の構築に向けた検討及び取組の推進を行うものとする。

イ アの協議体においては、事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画を作成するものとする。当該計画は、事業実施地区で生産される一般ほ産ばれいしょのおおむね5割以上が協議体に参加する実需者に供給されるものとする。

なお、令和6年度補正予算「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」の別記5の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画の期間を計画の期間とすることができます。

ウ 第1の3及び別記26の取組を行う場合は、本事業の実施前に、種ばれいしょ及びばれいしょ生産者等の産地関係者並びに実需者との合意形成に基づき、種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画を作成し、事業実施計画書と併せて当該計画を提出するものとし、両計画に基づいて実施するものとする。

なお、令和6年度補正予算「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」の別記5の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画の期間を本事業計画の期間とすることができます。

## (2) 革新的省力化作業体系モデル産地の育成の取組

ア 本事業の実施に当たっては、生産者、実需者、機械メーカー等の地域の関係者が参画した協議体を設置し、地域における革新的な省力化作業体系の構築に向けた検討、技術実証の検証・分析等に取り組むものとする。

イ アの協議体においては、事業実施年度を含む3年間の革新的省力化作業体系導入計画を作成するものとする。また、当該計画は、産地として導入する新たな省力化作業体系の概要、農業機械等に関する情報（特徴、仕様等）、想定される効果等を記載することとする。

ウ 第1の3及び別記26の取組を行う場合は、本事業の実施前に、省力化作業体系の導入に向けた地域関係者の意見を聴取し、合意に基づき、革新的省力化作業体系導入計画等を作成し、事業実施計画書と併せて提出するものとし、両計画に基づいて実施するものとする。

エ 事業の評価時に革新的作業体系導入の効果に関する報告書を提出するものとする。

## 第4 補助対象経費、補助率等

### 1 実需と連携した産地モデルの育成

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、第1の1に掲げた実需と連携した産地モデルの育成に向けた取組の推進に要する次の経費のうち、別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、他の経費と明確に区分できるものを対象とする。

ア 実需と連携した産地モデルの育成に向けた検討会や協議体の運営等に係る経費

イ 技術研修及びマニュアル等の作成に係る経費

ウ 実証ほの設置・運営経費、栽培実証に要する種子代、肥料代、農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導経費及び作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の対象として扱うデータ等を取得する事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 土壤や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費

（2）補助率は10／10以内とする。

（3）本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等ができるものとする。なお、この場合、（1）のウに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものとの補助率を1／2とする。

## 2 革新的省力化作業体系モデル産地の育成

本取組は、次の基準により補助する。

（1）補助対象経費は、ばれいしょ生産に係る基幹作業の大幅な省力化に向けた実証等の取組に要する次の経費のうち、別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、他の経費と明確に区分できるものを対象とする。

ア 革新的省力化作業体系モデル産地の育成に向けた検討会や協議体の運営等に係る経費

イ 技術研修及びマニュアル等の作成に係る経費

ウ 実証ほの設置・運営経費、栽培実証に要する種子代、肥料代、農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導経費及び作業機械の借上げに要する経費

なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の対象として扱うデータ等を取得する事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した

契約を締結するものとする。

エ 土壤や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費

(2) 補助率は10／10以内とする。

(3) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。なお、この場合、(1)のウに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものとの補助率を1／2とする。

### 3 農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、実需と連携した産地モデル及び革新的省力作業体系モデル産地の育成に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

(2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。

(3) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定）経費

(7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等を行う農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

(イ) 導入等を行う農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

(ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格

を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(エ) 導入等を行う農業機械等について、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

(オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(カ) 受益農家戸数又は受益農場従事者が事業開始後にやむを得ず2戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、2戸又は5名以上となるように努めるものとする。

(キ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入又はリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

(ケ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

#### イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数  
十年間管理費

c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

#### ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）×助成率（1／2以内）

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

4 実施要領第6の3について、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

#### 第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものと

する。

- 2 実需と連携した産地モデルの育成の取組を実施する場合、種ばれいしょについては、原則として事業実施地区内で調達するものとするが、事業実施地区内で必要数量の種ばれいしょが調達できない場合には、事業実施地区外からの調達を可とする。この場合、事業実施地区外の種ばれいしょ生産者又は種ばれいしょの流通事業者等との複数年契約等により事業計画の達成に必要な種ばれいしょの調達を担保しなければならない。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、ばれいしょ産地モデルの育成に向けた取組を継続することとする。
- 4 事業実施主体は、国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

## 種ばれいしょの新産地形成支援事業

### 第1 事業の内容

本事業は、種ばれいしょの安定供給体制を確立するために、次に掲げる新たな種ばれいしょ産地の形成や既存の種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に向けた取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 種ばれいしょ産地の形成

新たな種ばれいしょ産地の形成の取組又は既存の種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に向けた取組を支援。

#### 2 種ばれいしょ生産の開始

新たな種ばれいしょ産地で種ばれいしょの生産を開始するために必要な経費を支援。

#### 3 農業機械等の導入

新たな種ばれいしょ産地における種ばれいしょ生産の開始又は既存の種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に必要な農業機械等の導入を支援。

### 第2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会

(5) 民間事業者

(6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

(7) 農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすもの

ア 農業者又は農業者の組織する団体及び実需者を必須の構成員とすること。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアムの代表者、意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法等を明確にしたコ

ンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（8）農業者であって、以下のいずれかの条件を満たすもの

ア 生産する種ばれいしょの提供を受ける農業者を2戸以上特定できること。

イ 本事業で作成する種ばれいしょ生産・販売計画の期間中に種ばれいしょを2戸以上の農業者に提供することが確実と見込まれること。

（9）第1の1の取組のうち既存の種ばれいしょ産地における持続的生産体制の確立の取組については、種ばれいしょの生産を効率的かつ安定的に行う体制として、事業実施年度内に法人化や機械利用組合等の組織化を行う者又は法人や機械利用組合等を既に設立した者であって種ばれいしょ生産体制の改善に取り組む者を対象とする。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるものほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の3の取組を行う場合は受益戸数が2戸以上又は受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（3）は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

2 成果目標

（1）新たな種ばれいしょ産地の形成の取組を行う場合

事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項による指定種苗（以下単に「指定種苗」という。）等として合格した種ばれいしょを供給すること。

（2）既存の種ばれいしょ産地における持続的生産体制の確立の取組を行う場合

次に掲げる目標から1つ設定することとする。

- ・事業実施地区における種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加

- ・事業実施地区における種ばれいしょの販売額を3%以上増加

### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 4 必須要件

#### (1) 新たな種ばれいしょ産地の形成の取組

ア 本事業の実施に当たっては、種ばれいしょ生産者、実需者及び都道府県を必須構成員とする協議体を設置し、産地体制の構築に向けた検討や取組の運営・推進を行うものとする。

イ アの協議体においては、事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょ生産・販売計画を作成するものとする。また、当該計画には、種ばれいしょ生産者と実需者が協議体に参加していることを記載することとし、事業を実施した新たな種ばれいしょ産地で生産される種ばれいしょの概ね半数以上が種ばれいしょ生産者以外の農業者又は実需者に供給されること（いわゆる自家採種が生産の主目的とならないこと）。

なお、令和6年度補正予算「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」の別記6の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・販売計画の期間を本事業計画の期間とすることができます。

ウ 第1の2、第1の3及び別記26の取組を行う場合は、本事業の実施前に、種ばれいしょ生産者及び実需者と合意形成の上、種ばれいしょ生産・販売計画を作成し、事業実施計画書と併せて当該計画を提出するものとし、当該計画に基づいて実施するものとする。

なお、令和6年度補正予算「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」の別記6の取組について事業計画の承認を受けた者については、当該計画において策定した種ばれいしょ生産・調達計画の期間を本事業計画の期間とすることができます。

#### (2) 種ばれいしょ産地における持続的な生産体制の確立に向けた取組

ア 本事業の実施に当たっては、種ばれいしょ生産者、実需者等の関係者が参画した協議体等を設置し、地域における種ばれいしょの持続的生産体制の確立や改善に向けた検討、技術実証の検証・分析等に取り組むものとする。

イ アの協議体においては、事業実施年度を含む3年間の持続的種ばれいしょ生産体制確立計画を作成するものとする。また、当該計画には、種ばれいしょ生産者と実需者が協議体に参加していることを記載するものとする。

ウ 第1の3及び別記26の取組を行う場合は、本事業の実施前に、種ばれいしょの持続的生産体制の確立に向けた地域関係者の意見を聴取り、合意形成した上で、持続的種ばれいしょ生産体制確立計画を作成し、事業実施計画書と併せて当該計画を提出するものとし、当該計画に基づいて実施するものとする。

エ 事業申請時に種ばれいしょ生産の法人化や機械利用組合等の組織化を行って

いない者は、本事業の実施年度内に法人や機械利用組合等を設立することとする。ただし、やむを得ない事由により事業実施年度内に法人化等ができなかつた場合は、目標年度までに法人化等を終えるものとする。

オ 事業の評価時に種ばれいしょの持続的生産体制の確立に関する報告書を提出するものとする。

(3) 種ばれいしょ生産の開始

ア 本取組は新たな種ばれいしょ産地の形成の取組を対象に実施するものとする。

イ 本取組を行った事業実施主体は、事業実施年度を含む5年間、原則として種ばれいしょの作付面積をおおむね同程度の規模で維持又は生産開始時の作付面積よりも拡大することとする。ただし、事業実施年度に種ばれいしょの作付けを行わない場合は、種ばれいしょの生産開始年度を含む5年間を対象の期間とする。

#### 第4 補助対象経費、補助率等

##### 1 種ばれいしょ産地の形成

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、新たな種ばれいしょ産地の形成及び既存の種ばれいしょ産地における持続的生産体制の確立に要する次の経費のうち、別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

ア 種ばれいしょ産地の形成に向けた検討会や協議体の運営等に係る経費

イ 技術研修及びマニュアル等の作成に係る経費

ウ 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、肥料や農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費  
なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得する事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 土壤や収穫物等の成分分析、評価、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費

(2) 補助率は10／10以内とする。

(3) 補助対象となる取組は、種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示第59号）第8条第2号の検査合格の基準（以下単に「検査合格の基準」という。）等の基準を満たす原種ほ及び採種ほの設置及び運営に向けた取組とする。

(4) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物につい

て、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等ができるものとする。なお、この場合、（1）のウに係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものとの補助率を1／2とする。

## 2 種ばれいしょ生産の開始

本取組は、次の基準により補助する。

- （1）補助対象経費は、新たな種ばれいしょ産地の形成に取り組むに当たり、種ばれいしょの新規作付けに伴って、追加的に必要となる種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費、ウイルス株検定等の経費とする。
- （2）補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準等の基準を満たす原種ほ及び採種ほとし、また、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積のうち前年度からの增加分とする。

なお、補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認できる面積とする。

- （3）補助率は、10a当たり20,000円とする。
- （4）本取組は、指定種苗等として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。

## 3 農業機械等の導入

本取組は、次の基準により補助する。

- （1）補助対象経費は、種ばれいしょ生産に資する農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。
- （2）補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。
- （3）本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- （4）原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とできるものとする。
- （5）本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- （6）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
  - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
  - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
  - ウ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

## (7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

### ア 導入及びリース導入共通の留意事項

- (ア) 導入等を行う農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者の数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。  
また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
- (イ) 導入等を行う農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (エ) 導入等を行う農業機械等について、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず2戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家を募ること等により、2戸又は5名以上となるよう努めるものとする。
- (キ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入又はリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。
- ※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
- ※ なお、トラクター又はコンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。
- (ケ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務

次官依命通知) の定めるところによる。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。  
(イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。  
b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担 (事業費 - 補助金) / 当該農業機械等の耐用年数  
十年間管理費

- c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間 (年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。) 以上で法定耐用年数以内とする。

- (イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額 = リース物件購入価格 (消費税抜き) × 助成率 (1/2 以内)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額 = リース物件購入価格 (消費税抜き) × (リース期間 ÷ 法定耐用年数) × 助成率 (1/2 以内)

リース料助成額 = (リース物件購入価格 (消費税抜き) - 残存価格) × 助成率 (1/2 以内)

- (ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者 (原則3者以上) からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

- (エ) 事業実施主体は、(ウ) の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購

入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

4 実施要領第6の3に関して、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要することから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 北海道において本事業を実施する場合は、以下のいずれかの条件を満たすものとする。
  - ・種ばれいしょ生産を開始してから5年以内（生産実績の無い場合も含む）の農業者が種ばれいしょ生産の取組主体となる場合であり、かつ、その農業者が生産した種ばれいしょの提供を受ける農業者又は実需者がいること（令和6年度補正予算「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」の別記6の取組について事業計画の承認を受けた者を除く。）。
  - ・複数戸の種ばれいしょ生産者による作業の共同化を含む省力化に向けた取組であること。
  - ・既に設立された法人や機械利用組合等における種ばれいしょ生産体制の改善の取組であること。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、種ばれいしょの安定供給体制の確立に向けた取組を継続することとする。

## ばれいしょ産地拡大・持続化支援実証事業

### 第1 事業の内容

本事業は、ばれいしょ（種ばれいしょを含む。）の産地拡大・持続化に資する技術等の確立に向けて、以下に掲げる取組における課題の解決に資する調査、実証、検証等に必要な経費を補助するものとする。

- 1 ばれいしょ生産における省力化又は生産性向上
- 2 ばれいしょの栽培管理又は収穫物の管理における高温対策
- 3 ばれいしょの重要病害虫の防除
- 4 重要病害虫の抵抗性品種の導入
- 5 新たなばれいしょ産地の形成
- 6 上に掲げる取組のほか、ばれいしょの生産振興に当たり、都道府県知事が適當と認めた技術等の導入

### 第2 事業実施主体

- 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。
  - (1) 都道府県
  - (2) 市町村
  - (3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）
    - ア 農業協同組合
    - イ 農業協同組合連合会
    - ウ 農事組合法人
    - エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
    - オ 特定農業法人及び特定農業団体
    - カ その他農業者の組織する団体
  - (4) 民間事業者
  - (5) 農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすもの
    - ア 農業者又は農業者の組織する団体及び都道府県の参加を必須とする。
    - イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
    - ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されること等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

受益農業従事者が5名以上であること。

- 3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、ばれいしょ(種ばれいしょを含む)とする。

#### 2 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間は、原則1年以内とする。

ただし、実証等に複数年度を要する必要性等について都道府県知事が妥当と認める場合にあっては、2年以内の取組とすることができます。また、複数年度にわたって実施する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。また、複数年度を要する取組の実施に際しては、本事業実施要領第7に基づく実施状況の報告と併せ、中間報告書を提出するものとする。

#### 3 成果目標

本事業の成果目標は、本事業で実施した実証等の成果をまとめた報告書や技術マニュアル等の成果物及び当該実証等で得られた技術等の普及・展開方針(以下「成果物等」という。)を作成し提出することとする。

なお、成果物等の内容の妥当性については試験研究機関等から確認を受けるものとする。

#### 4 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施期間の最終年度とする。

### 第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、第1に掲げた事業の内容に沿った実証等に要する次の経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、(1)の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者から意見を聴取し実施するものとする。

#### (1) 産地検討会の開催等に係る経費

#### (2) 技術等のマニュアルの作成に係る経費

#### (3) 実証ほの設置・運用経費、土壤分析・診断経費、栽培実証に要する種子代、肥料や農薬等の生産資材費、栽培管理費、調査費、栽培技術指導費、作業機械の借上げ費、作業機械の改良や試作費等の経費

なお、スマート農機、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)等を

借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

また、本事業における取組が、調査等による旅費を補助対象経費として計上する場合、事業実施計画期間内における当該調査等に係る実証ほの設置又は第3の3で作成する成果物等における当該調査等に係る技術等の導入の位置付けを行うものとし、当該技術の普及・展開を進めるものとする。

- (4) 収穫物等の品質評価、成分分析、モニタリング調査等及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費
- 2 補助率は10／10以内とする。補助上限は、種ばれいしょを対象としない取組についてのみ設けることとし、当該上限は500万円とする。
- 3 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。なお、この場合、1の（3）に係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係ない一般的な栽培に要する資材に係るものとの補助率を1／2とする。
- 4 本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達等に係る経費がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、事業実施主体自身から調達等を行う場合は、原価（自社製品の製造原価等）をもって交付対象経費に計上するものとする。  
なお、製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な理由をもって原価と認める場合がある。
- 5 実施要領第6の3に関して、本事業については、技術実証等に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、成果目標に定める成果物等の作成に当たり、実証等の対象とした技術等の導入等による効果について要因の分析を行うものとする。  
なお、本事業で実証等に取り組んだ結果、当該技術等について、事業実施計画段階において期待された効果が得られず、当該技術等を導入することが困難であることが判明した場合は、第3の3で作成する成果物等に代え、当該技術等の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、提出するものとする。

3 事業実施主体は、本事業における取組内容や成果について情報発信や普及等に努めるとともに、国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

## 種ばれいしょの安定供給対策事業

### 第1 事業の内容

本事業は、需要に応じた種ばれいしょの安定供給体制を確立するため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 種ばれいしょの緊急増産

ばれいしょの早期増産のため、種ばれいしょの増産に必要な取組を支援。

#### 2 種ばれいしょのり病率低減

種ばれいしょの生産維持・拡大のため、労働負担軽減に資するり病率の低い種いもの安定供給促進に必要な取組を支援。

#### 3 種ばれいしょの高温障害に対応した緊急増殖

高温障害を主たる要因として令和7年の種ばれいしょ生産が不良となった結果、次年における原種及び採種の生産に必要な種ばれいしょが不足する品種において、令和7年産の原種及び採種を用いた再増殖の取組を支援。

#### 4 種ばれいしょ高温対策に係る機械・設備の導入

高温による種ばれいしょの品質低下を防止するために必要な機械・設備の導入を支援。

### 第2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) 地域農業再生協議会

(3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、種ばれいしょとする。

## 2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標から1つ設定することとする。

### (1) 第1の1の取組を行う場合

- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加

### (2) 第1の2又は第1の4の取組を行う場合

- ・事業実施地区における種ばれいしょの規格内率を、直近7中5年間の平均と比較して1.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの販売数量を3.0%以上増加
- ・事業実施地区における種ばれいしょの販売金額を3.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする

### (3) 第1の3の取組を行う場合

- ・事業を実施した種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項による指定種苗（以下単に「指定種苗」という。）として合格した種ばれいしょを供給すること

なお、第1の2の取組に加えて第1の3の取組を行う事業実施主体については、第1の3の成果目標の達成をもって第1の2の目標に代えることができるものとする。

## 3 目標年度

成果目標の目標年度は、第1の1、2及び4の取組については事業実施年度の翌々年度とし、第1の3の取組については令和8年度とする。

## 第4 補助対象経費、補助率等

### 1 種ばれいしょの緊急増産

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、ばれいしょの早期増産を目的に、加工用等の需要に応じた種ばれいしょ作付面積の拡大に伴って、追加的に必要となる種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定等の経費とする。
- (2) 補助対象となる種ばれいしょ生産ほ場は、検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほとし、補助対象面積は、事業実施年度に収穫される種ばれいしょの作付面積のうち前年度からの增加分とする。

なお、補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確

認できる面積とする。

(3) 補助率は、10a当たり 20,000 円とする。

(4) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。

## 2 種ばれいしょのり病率低減

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、種ばれいしょほ場におけるウイルスリ病率を 0.1%未満に低減するために追加的に必要となるほ場見回り労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定等の経費とする。

(3) 補助率は、10a当たり8,000円とする。

(4) 本取組を行ったは場においては、ウイルス罹病率を0.1%未満に低減することとし、事業実施後4年間は、原則として事業実施前年度の作付面積とおおむね同等の規模で種ばれいしょの作付面積を維持又は事業実施年度の作付面積よりも種ばれいしょ作付面積を増加させることとする。

(5) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。

### 3 種ばれいしょの高温障害に対応した緊急増殖

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、令和7年原種ほ産及び採種ほ産の種ばれいしょを用いて、令和8年にそれぞれ原種及び採種を再増殖するために追加的に必要となる労働費（種子の確保に向けた切り増し、規格外品等の活用による管理労力、ウイルスリ病率の低減等）、防除薬剤費、ウイルス株検定等の経費とする。

(2) 補助対象となる種ばれいしょ生産は場は、検査合格の基準を全て満たす原種は及び採種はとし、補助対象面積は、事業実施年度に令和7年産原種及び採種を用いて再増殖が行われる作付面積とする（第1の1の取組の補助金を受けた又は受ける予定の作付面積は補助対象外とする）。また、第1の2の取組で対象となるは場についても同時にこの取組の対象とすることができまするものとする。

(3) 補助対象となる品種は、令和7年の原種ほ場等において萌芽不良、高温及び干ばつの発生により増殖が不良になったと認められるものとする。

(4) 補助率は、10a当たり8,000円とする。

(5) 本取組を行ったほ場においては、ウイルス罹病率を0.1%未満に低減することとし、事業実施後4年間は、原則として事業実施前年度の作付面積とおおむね同等の規模で種ばれいしょの作付面積を維持又は事業実施年度の作付面積よりも種ばれいしょ作付面積を増加させることとする。

(6) 本取組は、指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。

#### 4 種ばれいしょ高温対策に係る機械・設備の導入

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、高温による種ばれいしょの品質低下の防止に資する機械・設備等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

(2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。

(3) 本体価格が50万円以上の機械・設備等であること。

(4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の機械・設備等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

#### (6) 機械・設備等の導入及びリース導入に係る留意事項

##### ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等を行う機械・設備等の能力・規模が、受益農業従事者の数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

(イ) 導入等を行う機械・設備等は、既存の機械・設備等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

(ウ) 機械・設備等の購入先の選定に当たっては、当該機械・設備等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(エ) 導入等を行う機械・設備等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

(オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により機械・設備等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械・設備等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

##### イ 機械・設備等を導入する場合の留意事項

(ア) 機械・設備等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(イ) 事業実施主体は、機械・設備等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の機械・設備等の利用状況を確認するとともに、本事業の適

正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として機械・設備等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該機械・設備等の耐用年数十年間管理費

c. 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

#### ウ 機械・設備等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 機械・設備等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）×助成率（1／2以内）

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械・設備等を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械・設備等を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

5 実施要領第6の3に関して、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第5 実施基準

1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものと

する。

- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、種ばれいしょの生産拡大の取組を継続することとする。

## ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業

### 第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウの発生抑制を図るために導入する病害虫抵抗性品種の経費を補助するものとする。

### 第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農事組合法人
- エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- オ 特定農業法人及び特定農業団体
- カ その他農業者の組織する団体

(2) 地域農業再生協議会

(3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

(4) 民間事業者

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、ばれいしょ（種子用を除く）とし、対象となる病害虫抵抗性品種は第4の2に定めるとおりとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする
- ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、病害虫の発生抑制のために導入する病害虫抵抗性品種の経費とする。
- 2 対象となる病害虫抵抗性品種は、ジャガイモシストセンチュウ又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種（品種登録出願中又は品種登録出願が見込まれる品種候補を含む。）とする。
- 3 補助対象となる面積は、事業実施年度に収穫される当該病害虫抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分とする。
- 4 補助率は、10a当たり3,000円とする。
- 5 本事業を行う場が所在する都道府県は、「ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の作付拡大について」（平成31年2月1日付け30政統第1642号農林水産省政策統括官付地域作物課長通知）に定めるジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種転換計画を策定している又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。
- 6 本取組は、指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であることとする。
- 7 実施要領第6の3に関して、本事業については、次期作に向けた調整作業等に時間を要し、かつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

#### 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、病害虫抵抗性品種の導入・普及に向けた取組を継続することとする。

## 豆類の安定生産等対策事業

### 第1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、豆類の安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 豆類の複数年契約取引

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための複数年契約取引の取組。

#### 2 豆類の新品種導入

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組。

#### 3 豆類の新品種種子の安定生産

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るための需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の種子を生産する取組。

### 第2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) 地域農業再生協議会

(3) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(4) その他都道府県が必要と認める種子の生産・供給に関する団体

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(1)

は別記様式第 10 号－1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号－4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、小豆、いんげん及び落花生とする。

#### 2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を 1 つ設定することとする。

- ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を 2.0 ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を 2.0 ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の 10 a 当たりの収量を直近 7 中 5 年間の平均と比較して 3.0% 以上増加
- ・事業対象の豆の全体の作付面積に占める新品種の作付面積の割合を 4.0 ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の 10 a 当たりの労働時間を 3.0% 以上削減
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が 2.0% 以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して 2.0 ポイント以上向上
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が 2.0% 以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して 1.0 ポイント以上向上
- ・事業実施対象の豆（種子用に限る。）の生産面積全体に占める新品種の生産面積の割合を 1.0 ポイント以上増加

#### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 第4 補助対象経費、補助率等

#### 1 豆類の複数年契約取引

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 小豆、いんげん及び落花生の安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援する。
- (2) 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画の提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。
  - ア は種前に取引契約を締結していること。
  - イ 事業実施年産を含む複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。

ウ 契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、60kg 当たり 4,000 円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）

エ 受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間における小豆、いんげん及び落花生の売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）

（3）補助率は、10a 当たり 4,000 円とする。また、補助対象額は、品目ごとに次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

=（事業実施年産の補助対象となる契約取引数量－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量）÷当該品目に係る地域の平均単収×補助率

（4）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

## 2 豆類の新品種導入

本取組は、次の基準により補助する。

（1）小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種の導入の取組を支援する。

（2）助成対象となる面積は、事業実施年度に新品種の導入を行う取組面積から前年度の取組面積を除いた面積とし、1aに満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。

（3）補助率は、10a 当たり 7,500 円とする。

（4）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

## 3 豆類の新品種種子の安定生産

（1）小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性の向上に資する新品種の種子を生産する取組を支援する。

（2）助成対象となる面積は、事業実施年度に新品種種子の生産を行う面積とし、1aに満たない端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた面積とする。

（3）補助率は 10a 当たり 20,000 円とする。

（4）種子生産者は、優良な種子の生産のために、都道府県等の関係機関から必要な審査、助言又は指導を受けるものとする。

（5）次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

4 実施要領第6の3に関して、本事業については、複数年契約取引や新品種の導入・種子生産等に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。

## そば・なたねの安定生産・安定供給対策事業

### 第1 事業の内容

本事業は、畑作物の需要に応じた供給体制の構築に向けて、そば及びなたねの安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 安定生産技術の導入

そば及びなたねの安定生産を図るための湿害対策等の技術を新たに導入する取組。

#### 2 複数年契約取引

そば及びなたねの安定供給を図るための複数年契約取引の取組。

#### 3 そばの新品種種子の安定生産

需要に応じたそばの新品種への転換に必要な種子の安定生産体制を構築するための取組。

### 第2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(6) その他都道府県が必要と認める種子の生産・供給に関する団体

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるものほか次に定める基準を満たすものとする

第4の1の(1)のア及びウの取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

(1) 第1の1及び2の取組を行う場合

そば及びなたねとする。

(2) 第1の3の取組を行う場合

そばとする。

#### 2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

(1) 安定生産技術の導入の取組を行う場合

- ・事業実施地区における対象作物の10a当たりの収量を都府県の直近7中5年間の平均以上とする(事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超えない地区に限る。)
- ・事業実施地区における対象作物の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して2.0%以上増加(事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超える地区に限る。)

(2) 複数年契約取引の取組を行う場合

- ・対象作物の複数年契約取引先を1者以上増加
- ・対象作物の出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加

(3) そばの新品種種子の安定生産の取組を行う場合

- ・事業対象となる新品種種子の生産は場の集約面積が2.0%以上増加
- ・事業対象となる新品種種子の合格率を現状(直近5中3年間)の値と比較して2.0ポイント以上向上
- ・事業対象となる新品種種子の生産は場の生産面積が2.0%以上増加
- ・事業対象となる新品種種子の種子更新率を現状(直近5中3年間)の値と比較して1.0ポイント以上向上
- ・事業対象となる新品種種子生産の労働生産性を2.0%以上向上
- ・そばの生産面積全体に占める新品種の生産面積の割合を1.0ポイント以上増加

#### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

## 第4 補助対象経費、補助率等

1 本取組は、次の基準により補助する。なお、第1の1及び2の取組においては、事業実施年産の対象作物のは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産の対象作物のは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していることを要件とする。

### (1) 安定生産技術の導入

#### ア 技術講習会・栽培実証

(ア) 補助対象経費は、対象作物の湿害対策等の安定生産技術の導入に向けて、技術講習会の開催や栽培実証等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できる経費とする。ただし、イ又はウにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

なお、本取組の実施に当たっては、aの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

a. 対象作物の湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催等に係る経費。

b. 対象作物の湿害対策等の安定生産技術の栽培マニュアルの作成に係る経費。

c. 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導及び作業機械の借上げに要する経費。

d. 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。

e. 収穫物の品質評価、成分分析・評価及びこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。

(イ) 補助率は10／10以内とする。ただし、補助金の上限は300万円とする。

(ウ) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは（ア）のdに係る経費は補助対象としない。

(エ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

b. 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(オ) 新たに取り組む安定生産技術については、試験研究機関又は普及組織等関係機関の適切な指導に基づき実施するものとする。

#### イ 湿害対策技術の導入

(ア) 補助対象となる取組は、湿害に弱い対象作物の安定生産を図るために実施する、小畦立て播種、弾丸暗渠の施工、サブソイラーによる心土破碎、ボトムプ

ラウによる耕起等の透排水性の改善対策又は土壤改良資材の投入による土壤環境の改善対策等とする。ただし、ア又はウにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。

- (イ) 補助対象となる面積は、新たに湿害対策を導入する面積とする。
- (ウ) 補助率は 10a 当たり 2,000 円（ただし、無材穿孔暗渠、有材補助暗渠、全層心土破碎に取り組む場合は 10a 当たり 3,000 円）とする。
- (エ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
  - a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
  - b. 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費
- (オ) 新たに取り組む湿害対策については、試験研究機関又は普及組織等関係機関の適切な指導に基づき実施するものとする。

#### ウ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入

- (ア) 補助対象経費は、新たな湿害対策技術の導入に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。ただし、ア又はイにも取り組む場合は、支援内容が重複する申請はできないものとする。
- (イ) 補助率は 1/2 以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の 1/2 以内とする。ただし、農業機械 1 台当たりの補助金の上限は 1,000 万円とする。
- (ウ) 本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (エ) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (オ) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。
- (カ) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
  - a. 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
  - b. 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
  - c. 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費
- (キ) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項
  - a. 導入及びリース導入共通の留意事項
    - (a) 導入等を行う農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

- (b) 導入等を行う農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (c) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (d) 導入等を行う農業機械等について、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (e) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (f) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。
- (g) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。
- ※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
- ※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。
- (h) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。
- b. 農業機械等を導入する場合の留意事項
- (a) 事業実施主体は、別紙2により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- (b) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (c) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実

な実施の確保に努めるものとする。

- (d) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
- ・貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
  - ・事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数  
十年間管理費

- ・賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

c. 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

- (a) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。
- (b) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）  
×助成率（1／2以内）

- (c) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

- (d) 事業実施主体は、(c)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
- (e) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

## (2) 複数年契約取引

- ア そば及びなたねの安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援する。
- イ 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業実施計画提出時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業実施計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。また、は種前に取引契約を締結していない場合は、契約書には種前の実需者との情報交換の実施状況を確認できる書類を添付するものとする。
- (ア) 事業実施年産を含む複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。
- (イ) 事業実施年産の対象作物のは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産の対象作物のは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していること。
- (ウ) 実需者との取引契約書において、品目（玄そば、抜き実などの取引形態を含む。）、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、そばについては45kg当たり2,000円、なたねについては50kgあたり1,000円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）
- (エ) 事業実施主体と対象作物の生産者との間で出荷契約が締結されていること。  
(三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間における対象作物の売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。)
- ウ 補助率は、10a当たり1,000円とする。また、補助対象額は、次の計算式によるものとする。

### 「補助対象額」

$$= (\text{事業実施年産の補助対象となる契約取引数量} - \text{事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量}) (\text{※1}) \div \text{地域の対象作物の平均単収} (\text{※2}) \times \text{補助率}$$

※1 そばについては「事業実施年産の補助対象となる契約取引数量」及び「事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量」は、玄そば換算した出荷実績数量とする。

※2 「地域の対象作物の平均単収」は、農林水産省「作物統計調査」の市町村別データの直近7中5年間を基本とする。

エ 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- (ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費  
(イ) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

## (3) そばの新品種種子の安定生産

本取組は、次の基準により補助する。

- ア 需要に応じたそば新品種への転換に必要な種子の安定生産体制を構築するため、新品種種子の生産に取り組む場合に、当該生産面積に応じて支援する。
  - イ 補助対象面積は、事業実施年度に新品種種子の生産に取り組んだ面積とする。
  - ウ 補助率は、10 a 当たり 10,000 円（ただし、そばについては、他作物と比較して品種間の交雑リスクが高く、種子の純度維持のための栽培管理等に高度な技術を要することや、種子生産に適した隔離ほ場の確保等、種子生産の新規参入に当たっての課題が多岐に渡ることも踏まえ、新たに新品種種子の生産に取り組む場合は 10 a 当たり 20,000 円）とする。
  - エ 種子生産者は、優良な種子の生産のために、都道府県等の関係機関から必要な審査、助言又は指導を受けるものとする。
  - オ 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
    - (ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
    - (イ) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費
- 2 実施要領第 6 の 3 に関して、本事業のうち第 4 の 1 の（1）のウを除く取組については、複数年契約取引等に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第 5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第 3 の 2 の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。

## なたねの品種転換に係る交雑防止対策事業

### 第1 事業の内容

本事業は、なたねの安定生産を図るため、ダブルロー品種への転換時の他品種との交雑を防止する取組に必要な経費を補助するものとする。

### 第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 市町村

(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(3) 地域農業再生協議会

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(2)は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、なたねとする。

2 成果目標

なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を100%とする

3 目標年度

成果目標の目標年度は事業実施年度とする。

### 第4 補助対象経費、補助率等

1 本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、なたねのダブルロー品種の安定生産を図るため、ダブルロー品種への転換時に他品種の野良生え対策を実施するために必要な掛かり増し経費とする。なお、ダブルロー品種は、きらきら銀河、キラリボシ及びペノカのしづくに限る。

(2) 補助対象面積は、事業実施年にダブルロー品種以外のなたねを生産した地区にお

いて、事業実施年には種するなたねを全てダブルロー品種（品種間の交雑防止のため、同一の品種に限る。）に転換する際に、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。ただし、種子生産地域においては、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。

- (3) 補助率は、10a当たり3,000円とする。ただし、事業実施地区において事業実施年に収穫したなたねの面積を上限とする。
  - (4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
    - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
    - イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費
  - (5) 事業実施地区内で作付されるなたねは、事業実施年度を含む5年間、原則、ダブルロー品種とする。
- 2 実施要領第6の3に関して、本事業については、品種転換に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。

## 病害虫まん延防止対策事業

### 第1 事業の内容

本事業は、畑作物産地における病害虫まん延防止対策の推進に向けて、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

- 1 ストックポイント（集出荷の際のほ場からの土壌の移動による病害虫のまん延を防ぐため収穫物を一時的に堆積するための土場。以下同じ）を活用した病害虫まん延防止の取組。

　ストックポイントを活用して、地域が一体となった病害虫まん延防止対策の取組。

- 2 病害虫まん延防止対策に係る実証

　気候変動に対応した病害虫抵抗性品種の導入など、新たな病害虫まん延防止対策に係る実証等の取組。

### 第2 事業実施主体

- 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

- (1) ストックポイントを活用した病害虫まん延防止の取組を行う場合

- ア 市町村
- イ 農業協同組合
- ウ 農業協同組合連合会
- エ 地域農業再生協議会

- (2) 病害虫まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

- ア 都道府県
- イ 市町村
- ウ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

- (ア) 農業協同組合
- (イ) 農業協同組合連合会
- (ウ) 農事組合法人
- (エ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- (オ) 特定農業法人及び特定農業団体
- (カ) その他農業者の組織する団体

- エ 民間事業者（ただし、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

- オ 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下の(ア)から(ウ)までに定める基準を満たすこと。

- (ア) 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機

関等により構成されているものとする。

- (イ) 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
- (ウ) (イ) のコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 1の事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。
- 受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- 3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(1)イ、ウ及び(2)のウは別記様式第10号-1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

##### (1) ストックポイントを活用した病害虫まん延防止の取組を行う場合

ばれいしょ、てん菜(「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月20日農林水産省公表。以下「てん菜方針」という。)に沿った取組を行っている地域に限る。)、その他集出荷の際に収穫物を一時的に堆積する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

##### (2) 病害虫まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜(てん菜方針に沿った取組を行っている地域に限る。)、そば、なたね、その他地域の輪作を構成する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議し、さらに地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

#### 2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から取組ごとに1つ設定することとする。

##### (1) ストックポイントを活用した病害虫まん延防止の取組を行う場合

- ・ 地域で侵入・まん延が懸念される病害虫の新規発生率を10%以下に抑制
- ・ 地域でまん延が懸念される病害虫の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

##### (2) 病害虫まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

- ・ 実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・ 地域で侵入・まん延が懸念される病害虫の新規発生率を10%以下に抑制
- ・ 地域でまん延が懸念される病害虫の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

#### 1 ストックポイントを活用した病害虫まん延防止の取組を行う場合

(1) 補助対象経費は、集出荷の際のほ場からの土壤の移動による病害虫のまん延を防ぐため、ほ場内又はほ場の隣接地等にストックポイントを新たに設置（既存のストックポイントの拡大を含む。以下同じ。）する際に必要な、火山灰土壤等の資材費、資材運搬費、資材敷設等に係る経費とする。

(2) 補助対象とする面積は、事業実施年度において新たに設置されるストックポイント（既存のストックポイントを拡大する場合は拡大分に限る）の面積とする。

なお、新たに設置するストックポイントは、病害虫のまん延防止のために事業実施主体が定める必要十分な基準を満たすものとする。

(3) 補助率は、補助対象となるストックポイント 100 m<sup>2</sup>当たり 26,000 円（ただし、土地基盤の状況等を勘案し、事業目的の達成のために石礫の敷設等を要する場合には、100 m<sup>2</sup>当たり 52,000 円）とする。

(4) 本事業により新たに設置したストックポイントは、事業完了年度以降も、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を行うことで適正に管理運営するものとする。

(5) 事業の実施に当たっては、資材費等の希望小売価格を確認するとともに、請負その他の契約をする場合は、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に努めるものとする。

#### 2 病害虫まん延防止対策に係る実証の取組を行う場合

(1) 畑作物産地における病害虫まん延防止対策の推進に向け、気候変動に対応した病害虫抵抗性品種の導入など、新たな病害虫まん延防止対策の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するのとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、アの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

ア 新たな病害虫まん延防止対策の確立及び体制構築に向けた検討会の開催等に係る経費。

イ 新たな病害虫まん延防止対策のマニュアル作成に係る経費。

ウ 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データ

に関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。

オ 収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。

カ その他、新たな病害虫まん延防止対策の確立及び体制構築に必要な経費。

（2）補助率は10／10以内とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。

（3）本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは（1）のエに係る経費は補助対象としない。

3 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

（1）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（2）国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

4 実施要領第6の3に関して、本事業については、実証等に向けた調整作業等に時間を要しつつ緊急性が高いことから、要領施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標及び第4の1の（4）の取組基準の達成に向けて、需要に応じた持続的な畠作物生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。

## 新たな生産体系確立支援事業

### 第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、需要動向等に対応した輪作体系の導入など新たな生産体系の構築を図るため、以下に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 新たな生産体系構築のための実証

需要動向等に対応した輪作体系の導入など、新たな生産体系の構築を図るための実証等の取組。

#### 2 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

需要動向に対応した新たな生産体系の構築を図るため、需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入。

### 第2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 民間事業者（ただし、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 1の事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

##### (1) 新たな生産体系構築のための実証

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜(「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月20日農林水産省公表。)に沿った取組を行っている地域に限る。)、そば、なたね、その他地域の輪作を構成する作物等であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

##### (2) 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

主として畠地に作付けされる作物のうち、都道府県知事が地方農政局長等に協議し、さらに地方農政局長等が農産局長と協議した上で、重要度が高いと認めた作物とする。

なお、協議に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 転換前の作物について、中長期的に需要が減少しており、今後も需要の回復が見込まれ難いこと。

イ 転換後の作物について、生産が需要を満たしておらず、今後も継続して需要が見込まれること。

ウ 当該転換の推進により、需給や価格等の均衡が崩れるおそれのこと。

#### 2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定すること。

##### (1) 新たな生産体系構築のための実証

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・その他重要度が高いと認めた作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加(新規作物を導入する場合は1ha以上導入)

##### (2) 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入

- ・転換する需要のある作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の

合計の平均より 15.0%以上又は 1 ha 以上増加（転換により新規作物を導入する場合は 1 ha 以上導入）

### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

## 第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

### 1 新たな生産体系構築のための実証

(1) 第3の1に規定する作物の持続的な生産に向け、需要動向等に対応した輪作体系の導入など新たな生産体系の構築に必要な実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、アの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

ア 新たな生産体系の構築に向けた検討会の開催等に係る経費。

イ 新たな生産体系の構築の栽培マニュアルの作成に係る経費。

ウ 実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

エ 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。

オ 収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。

カ その他、需要に応じた新たな生産体系の構築に必要な経費。

(2) 補助率は 10／10 以内とする。ただし、補助金の上限は 1,000 万円とする。

(3) 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは（1）のエに係る経費は補助対象としない。

(4) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(5) 実施要領第6の3に関して、本事業については、実証等に向けた調整作業等に時間を使しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

2 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入  
本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、第1の2の取組に必要な農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。
- (2) 補助率は1／2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1／2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円とする。
- (3) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。

(6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

- ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
- ウ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

- (ア) 導入等を行う農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。  
また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
- (イ) 導入等を行う農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
- (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (エ) 導入等を行う農業機械等について、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名

に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

(キ)スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(ク)本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

(ケ)本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

#### イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

(ア)事業実施主体は、別紙2により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(イ)農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(ウ)事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(エ)事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数  
十年間管理費

c. 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競

争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格} \text{ (消費税抜き)} \\ \times \text{助成率 (1/2 以内)}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格} \text{ (消費税抜き)} \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{助成率 (1/2 以内)}$$

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格} \text{ (消費税抜き)} - \text{残存価格}) \\ \times \text{助成率 (1/2 以内)}$$

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた持続的な生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。
- 3 事業実施主体は、国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

## 労働負担軽減対策事業

### 第1 事業の内容

本事業は、畑作生産地域において、作業の効率化や基幹作業の外部委託等により労働負担の軽減を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 基幹作業の外部化に向けた取組

豆類やばれいしょ等の畑作物の適期作業を推進するため、基幹作業を外部委託する取組。

#### 2 省力作業機械の導入

畑作物の生産拡大やコスト低減のため、基幹作業の省力化・外部化に資する作業機械の導入。

### 第2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

##### (1) 市町村

##### (2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

##### (3) 地域農業再生協議会

##### (4) 民間事業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

なお、当該（4）の者が実施することができるは第1の2の取組に限るものとする。

#### 2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の2の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

#### 3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（2）は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

## 1 対象となる作物の範囲

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表。）に沿った取組を行っている地域に限る。）、そば、なたねとする。

## 2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・10a当たりの労働時間を3.0%（かんしょの場合は10.0%）以上削減
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする
- ・事業実施地区におけるそばの作付面積を5.0%以上増加
- ・事業実施地区におけるなたねの作付面積を5.0%以上増加

## 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

## 第4 補助対象経費、補助率等

### 1 基幹作業の外部化

本取組は、次の基準により補助する。

(1) 補助対象経費は、第3の1に定めた対象作物の適期の栽培管理を行うため、次の基幹作業を作業受託組織へ委託する取組に要する経費とする。

ア は種又は植付、中耕、防除、収穫に係る作業

イ ばれいしょの貯蔵庫前等における集中選別に係る作業

(2) 補助額は、前年産に比して増加した委託面積又は選別委託量相当額を上限とし、対象作物の基幹作業ごとに次の算式によるものとする。

なお、増加した委託面積又は選別委託量については、事業実施年産及び事業実施前年産の作業受託契約書、作業記録及び受託作業料金の請求書等により確認するものとする。

「補助額」 = (事業実施年産の委託面積（又は量）－事業実施前年産の委託面積（又は量）) × 事業実施年産の面積（又は量）当たり作業委託価格（消費税抜き） × 補助率（1／2以内）

(3) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定）経費

(4) 実施要領第6の3に関して、本事業の取組については、基幹作業の外部化に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の

取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 2 省力作業機械の導入

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、第3の1に定められた対象作物の基幹作業の省力化に資する農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。
  - (2) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。ただし、農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円（作業受託組織が事業実施主体となり、第4の1の（1）の基幹作業を受託する場合にあっては、当該機械ごとの受益面積1haあたり60万円）とする。
  - (3) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
  - (4) 原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
  - (5) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準を適用しないものとする。
  - (6) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
    - ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
    - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費
    - ウ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定）経費
- (7) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項
  - ア 導入及びリース導入共通の留意事項
    - (ア) 導入等を行う農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。  
また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。
    - (イ) 導入等を行う農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。
    - (ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
    - (エ) 導入等を行う農業機械等について、動産総合保険等の保険（盜難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
    - (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
    - (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名

に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。

(キ) スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

(ク) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下、「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター又はコンバインを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

(ケ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。

#### イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (ア) 助成対象の農業機械等は、作業受託面積の拡大に必要なものに限る。
- (イ) 事業実施主体は、別紙2により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- (ウ) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (エ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(オ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- a. 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- b. 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数  
＋年間管理費

- c. 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競

争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格} \times (\text{消費税抜き})$$

$$\times \text{助成率} (1/2 \text{ 以内})$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格} \times (\text{消費税抜き}) \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{助成率} (1/2 \text{ 以内})$$

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格} \times (\text{消費税抜き}) - \text{残存価格}) \times \text{助成率} (1/2 \text{ 以内})$$

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

## 第5 実施基準

- 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、畑作物産地の労働負担の軽減に向けた取組を継続することとする。

## 環境配慮型生産体系確立支援事業

### 第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等に必要な経費を補助するものとする。

### 第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 民間事業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(5) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者（農業生産活動を行う個人又は法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体等）を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする

受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表）に沿った取組を行っている地域に限る。）、そば、なたね、その他地域の輪作を構成する作物であって都道府県知事が地方農政局長等に協議して、地方農政局長等が農産局長と協議した上で重要度が高いと認めた作物とする。

#### 2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を1つ設定すること。

- ・10a 当たりの物貯費を5.0%以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域1カ所以上に導入
- ・10a 当たりの物貯費を当該地域の慣行栽培と比較して3.0%以上削減
- ・10a 当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培による成分使用回数と比較して10.0%以上削減
- ・10a 当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培による使用量と比較して10.0%以上削減

#### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 第3の1の作物の持続的な生産体系の確立に向け、化学農薬や化学肥料の低投入型栽培技術の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費のうち別表2に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

なお、本取組の実施に当たっては、（1）の検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施するものとする。

- （1）化学農薬・化学肥料の投入量の低減に向けた検討会の開催等に係る経費。
- （2）化学農薬・化学肥料の低投入型栽培の栽培マニュアルの作成に係る経費。
- （3）実証ほの設置・運用経費、栽培実証に要する種子代、調査費、栽培技術指導、作業機械の借上げに要する経費及び収穫物の品質評価・分析等に要する経費。なお、スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を借り上げる場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

- (4) 栽培実証に必要となる栽培管理費及び肥料や農薬等の生産資材費。
  - (5) 収穫物を使用した加工品の製造、収穫物及び加工品の成分分析・評価、モニタリング調査並びにこれらの取組に係る検討会の開催等に要する経費。
- 2 補助率は10／10以内とする。ただし、補助金の上限は1,000万円とする。
  - 3 本取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほでの収穫物について、加工品の試験製造・成分分析・評価等に供さないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分を行わない場合は、それらを本実証ほを管理する生産者等に帰属させることができるものとするが、このときは1の（4）に係る経費は補助対象としない。
  - 4 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。
    - (1) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
    - (2) 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費
  - 5 実施要領第6の3に関して、本事業については、栽培実証に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象と/orすることができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、畑作物産地の化学農薬・化学肥料の投入量の低減に向けた取組を継続することとする。
- 3 事業実施主体は、国及び都道府県が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

## ばれいしょ・てん菜生産基盤強化事業

### 第1 事業の内容

本事業は、持続的な畑作営農の確立に向けて、バランスのとれた適切な輪作体系の構築に取り組む産地におけるばれいしょ及びてん菜の生産構造転換を推進するため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 生産構造転換重点支援

ばれいしょ及びてん菜の生産構造転換を図るための省力化やコスト低減等の生産性向上に資する栽培技術等を新たに導入する取組。

#### 2 生産構造転換重点推進支援

1 の栽培技術等の向上に対する取組。

### 第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 特定農業法人及び特定農業団体

エ その他農業者の組織する団体

(4) 協議会（以下の要件を全て満たしていること。）

ア 農業関係団体、農業者等により構成されていること。なお、地域農業再生協議会等の既存の協議会であってもよい。

イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする

1 の（3）のウ及びエの場合、受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者5名以上であること。

3 実施要領第5の1の（4）において定めるチェックシートについては、1の（3）

は別記様式第 10 号－1（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第 10 号－4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象とする作物は、取組ごとに次に掲げるものとする。

##### （1）生産構造転換重点支援

ア 第4の2の（1）のアの（ア）から（ウ）までの取組  
でん粉原料用ばれいしょとする。

イ 第4の2の（1）のアの（エ）及び（オ）の取組  
てん菜（「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月20日農林水産省公表）に沿った取組を行っている地域に限る。）とする。

##### （2）生産構造転換重点推進支援

でん粉原料用ばれいしょとする。

#### 2 成果目標

成果目標は、取り組む作物ごとに次に掲げる目標のいずれか1つを設定すること。

- ・事業実施地区又は事業取組者（以下「事業実施地区等」という。）におけるてん菜又はでん粉原料用ばれいしょの10a当たりの労働時間を3.0%以上削減
- ・事業実施地区等の輪作体系におけるでん粉原料用ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるでん粉原料用ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・事業実施地区等におけるでん粉原料用ばれいしょの10a当たりの単収が直近の3年の平均と比較して2.0%以上向上
- ・事業実施地区等におけるでん粉原料用ばれいしょのライマン価を直近の3年の平均と比較して0.1ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるてん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする、又は10.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるてん菜の作付面積のうち、褐斑病抵抗性「強」以上を有する品種の導入割合を50.0%以上とする、又は10.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるてん菜の作付面積のうち、直近年と比較して、褐斑病に対しより強い抵抗性を有する品種の導入割合を5.0ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるてん菜の糖度を直近の3年の平均と比較して0.1ポイント以上増加
- ・事業実施地区等におけるてん菜の褐斑病の新規発生率を10.0%以下に抑制
- ・事業実施地区等におけるてん菜の褐斑病の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

#### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

##### 1 輪作計画の作成

事業実施主体は、事業実施地区等における、でん粉原料用ばれいしょ又はてん菜を含めた持続的な輪作体系の構築に向けた取組方針等について記載した計画（以下「輪作計画」という。）を作成し、事業実施計画書に記載すること。

##### 2 補助対象の取組、経費、補助率等

###### （1）生産構造転換重点支援

ア 以下に掲げる、ばれいしょ又はてん菜の生産構造転換の取組に対して、取組面積に応じて支援。

###### （ア）ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種等の導入

ジャガイモシストセンチュウ（以下「Gr」という。）、ジャガイモシロシストセンチュウ（以下「Gp」という。）及びばれいしょの主要病害虫に対し「中」以上の抵抗性を有する品種を新たに導入する取組。

###### （イ）疎植栽培の導入

生産性向上及びコスト低減に向け、疎植栽培技術を新たに導入する取組。なお、当該技術は試験研究機関等によりその有効性が科学的に示されたものであること。

###### （ウ）ジャガイモシストセンチュウ類対抗植物の導入

ジャガイモシストセンチュウ類への防除に向け、ジャガイモシストセンチュウ類対抗植物による防除技術を新たに導入する取組。なお、当該技術は試験研究機関等によりその有効性が科学的に示されたものであることとし、対象となる場合は輪作の中で、でん粉原料用ばれいしょの作付けを行う目的とするものに限る。

###### （エ）褐斑病抵抗品種の導入

直近年と比較して、褐斑病に対しより強い抵抗性を有する品種を、新たに導入する取組。

###### （オ）直播栽培の導入

イ 補助対象面積は、事業実施年度における事業取組者の取組面積のうち、前年度からの増加分とする。ただし、（2）の取組面積と重複して申請できないものとする。

ウ 補助率は、以下のとおりとする。

###### （ア）Gr 抵抗性品種等の導入

ア Gr 抵抗性のみを有する品種を新たに導入する場合、10a当たり 3,000 円とする。

イ Gr 抵抗性に加えて、Gp 抵抗性又はばれいしょの主要な病害虫の 1 つ以上に

「中」以上の抵抗性（以下「複合病害抵抗性」という。）を有する品種を新たに導入する場合、10a当たり5,000円とする。

ただし、Gr抵抗性のみを有する品種から複合病害抵抗性を有する品種（Gp抵抗性を有するものを除く。）へ転換する面積については10a当たり2,000円とする。

c Gr抵抗性を有する品種（複合病害抵抗性を有する品種を含む。ただし、Gp抵抗性を有するものを除く。）からGp抵抗性を有する品種へ転換する面積については、10a当たり3,000円とする。

（イ）疎植栽培の導入

10a当たり3,000円とする。

（ウ）ジャガイモシストセンチュウ類対抗植物の導入

10a当たり5,000円とする。

（エ）褐斑病抵抗品種の導入

a 「中」の褐斑病抵抗性を有する品種の場合、10a当たり1,000円とする。

b 「やや強」の褐斑病抵抗性を有する品種の場合、10a当たり2,000円とする。

c 「強」の褐斑病抵抗性を有する品種の場合、10a当たり3,000円とする。

d 「かなり強」以上の褐斑病抵抗性を有する品種の場合、10a当たり5,000円とする。

（オ）直播栽培の導入

10a当たり3,000円とする。

（2）生産構造転換重点推進支援

ア でん粉原料用ばれいしょの生産性向上に向けて、次に掲げる取組について、技術講習会や技術指導等の栽培技術の向上に事業実施地区単位で取り組む場合、取組面積に応じて支援。

（ア）Gr抵抗性品種等の栽培技術の向上に向けた取組

Gr抵抗性を有する品種（複合病害抵抗性を有する品種を含む）を対象とした、地域の環境条件に応じた栽培技術の向上、最適化に向けた産地の取組を支援。

（イ）疎植栽培技術の向上に向けた取組

疎植栽培の推進に当たって、地域の環境条件に応じた栽培技術の向上、最適化に向けた産地の取組を支援。

イ 補助対象面積は、事業実施地区において、アの（ア）又は（イ）に取り組む事業取組者の事業実施年度における取組面積であって、かつ、当該栽培技術向上の方法が事業実施地区において新たに取り組む内容であることとする。ただし、

（1）の取組面積と重複して申請できないものとする。

ウ 補助率は、以下のとおりとする。

（ア）Gr抵抗性品種等の栽培技術の向上に向けた取組

10a当たり2,000円とする。

（イ）疎植栽培技術の向上に向けた取組

10a 当たり 1,500 円とする。

エ 栽培技術等の向上に向けた取組に当たっては、試験研究機関又は普及組織等関係機関の適切な指導に基づき実施するものとする。

(3) 次に掲げる取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(4) 実施要領第6の3に関して、本事業については、輪作計画の作成に向けた調整作業や技術の導入に向けた準備等に時間を要し、かつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

## 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた持続的な畑作物生産体系の確立に向けた取組を継続することとする。

畑作物加工・流通対策支援事業  
(分みつ糖工場生産性向上支援事業)

第1 事業の内容

1 分みつ糖工場の省力化・効率化支援

本事業は、立地条件から労働力確保が難しい離島等において、さとうきびの収穫時期に作業が集中することにより、長時間労働が常態化している分みつ糖工場の労働効率を向上させ安定的な操業体制の確立を図るため、次に掲げる取組を実施するために必要な経費を助成するものとする。

(1) 検討会の開催

分みつ糖工場の労働効率の向上を実効性のあるものにするための課題の抽出、課題の解決指針の策定、持続可能な将来像の検討、事業報告書の作成等を行うため、製糖業関係者に加え、学識経験者等をはじめとする外部有識者、生産者及び地方自治体関係者により構成される検討会を開催する。

(2) 先進企業・産地等現地調査の実施

分みつ糖製造業や類似産業における労働効率の向上に向けた先進的な取組に加え、企業と産地の協力体制及び他産地や他産業における先進的な省力化の取組等に関する情報を収集するため調査を実施する。

(3) 労働効率向上計画の作成とその試行

労働生産性の向上に向けて課題を抱える工場を対象に、専門家やコンサルタントを派遣し、工場の人員配置や設備等の操業体制、職員の技能向上及び産地との協力のあり方、離島間の糖業の連携等労働生産性の向上に必要な検討・検証を行い、それに基づき労働効率向上計画（以下「向上計画」という。）を作成の上、当該向上計画をモデル的取組として試行する。

向上計画においては、事業実施年度の翌々年度を目標とし、時間外労働削減及び労働生産性向上に関する年度ごとの目標（例：分みつ糖工場の1人当たり時間外労働を削減等）を設定し、今後の操業体制に向けた年度ごとの実施計画を作成する。

(主な向上計画の内容例)

- ・ 労働生産性の向上に関する目標の達成に必要な人員数の正確な把握及び具体的な対応策の立案
- ・ 天候の影響を最大限抑えつつ長時間労働を是正できる原料輸送体制の確立
- ・ 製糖時期を延長した操業体制
- ・ 省力化できる工程の改修計画 等

(4) 人材募集の実施

地方自治体等との連携を図りつつ、人材募集イベントの実施・参加、他産地や他産業と協力した人材確保に向けた調整、外国人・女性等の円滑な採用に向けた対応などの更なる人材確保及び多能工の育成などの人材育成に向けた取組を行う。

(5) マニュアルの作成等

本事業を実施する上で蓄積された知見等を関係者間で共有・普及するため、分みつ糖工場の労働効率・生産性向上に関するマニュアルを作成し、関係者に配布する。

#### (6) 事業化の推進

省力化・効率化に向けた機能高度化を目的とした設備及び作業工程の再構築を目的とした施設・設備（以下「労働効率向上施設」という。）の導入促進のための取組を行う。

##### ア 調査支援

労働効率向上施設の導入促進のため、その導入可能性の有無についての調査に対する支援。

##### イ 基本設計支援

労働効率向上施設の導入に当たり必要となる基本的な設計に対する支援。

##### ウ 協議・手続支援

労働効率向上施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援。

#### 2 原料糖輸送の効率化支援

本事業は、原料糖の複数工場、離島間での相積み出荷による輸送回数の削減など効率的な物流に向けた関係者による調査、検証を行い、効率的な輸送システムを構築するための取組を支援する。

##### (1) 検討会の開催

原料糖の複数工場、離島間での相積方法、受入調整、各島での日程調整等効率的な輸送システムを構築するため、原料糖工場や精製糖工場に加え、農業者の組織する団体、学識経験者、生産者及び地方自治体関係者により構成される検討会を開催する。

##### (2) 現地調査の実施

原料糖工場間の連携、原料糖工場と精製糖工場との連携、大型輸送船による受入体制など、効率的な物流体制構築のために必要な調査を実施する。

##### (3) 原料輸送効率化計画の作成とその試行

専門家やコンサルタントを派遣し、原料糖工場間の協力のあり方、離島間の糖業の連携、複数工場・離島間での相積み出荷によるコスト削減効果等効率的な輸送システム構築に必要な検討・検証を行い、それに基づき原料糖輸送効率化計画（以下「輸送効率化計画」という。）を作成の上、当該計画をモデル的取組として試行する。

輸送効率化計画においては、事業実施年度の翌々年度を目標とした海上輸送コストを削減させる目標を設定する。

##### （主な輸送効率化計画の内容例）

- ・ 原料糖の離島間での共同配送による輸送回数の削減、海上輸送コストの削減など効率的な原料輸送体制の確立。

##### (4) マニュアルの作成等

本事業を実施する上で蓄積された知見等を関係者間で共有・普及するため、原料糖輸送における効率的な物流体制の構築に関するマニュアルを作成し、関係者に配布する。

## 第2 事業実施主体

- 1 本事業における事業実施主体は以下に掲げるものとする。
  - (1) 分みつ糖製造事業者
  - (2) 協議会（さとうきびの生産振興の関係者等により組織される団体をいう。）
  - (3) 分みつ糖製造事業者の組織する団体
- 2 事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。
  - (1) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
  - (2) 1の(1)の者については、製糖企業のほか農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であること。
  - (3) 1の(2)の者については、さとうきびの製糖業を振興する団体であること。

## 第3 事業の実施要件

### 1 成果目標

成果目標は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の第1の1の事業の成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。
  - ア 分みつ糖工場の労働生産性の2%以上の向上
  - イ 分みつ糖工場の製糖期間中の1人当たり時間外労働時間の2%以上の削減
- (2) 事業の内容の第1の2の事業の成果目標は、原料糖の輸送コストを5%以上削減し、効率的な輸送体系を構築することとする。

### 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 3 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内とする。

### 4 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 第1の1の事業にあっては、取組の内容が、分みつ糖工場の労働効率の向上や安定的な人材の確保に寄与すると認められること。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (6) 事業実施主体の構成員が事業者の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）に基づく安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。